

小売業・社会福祉施設

労働災害事例集



【第1集】

令和6年3月

三重県小売業 SAFE 協議会

三重県社会福祉施設 SAFE 協議会

監修 厚生労働省 三重労働局

「SAFE 協議会 労働災害事例集」の発刊によせて

「SAFE 協議会 労働災害事例集」の発刊にあたり、ご挨拶申し上げます。

三重県 SAFE 協議会構成員の皆様におかれましては、積極的に労働災害の防止に取り組みいただき、心より感謝申し上げます。

さて、令和 5 年の三重労働局管内における労働災害の死傷者数について、死亡者数は 11 人となり前年と比較して 2 人の増加、休業 4 日以上の死傷者数は 2,341 人となり、前年比 1 %の増加、人数にして 24 人の増加となり、過去 10 年で最多となっております。

休業 4 日以上の死傷者数は、第三次産業を中心に増加傾向にあり、特に、「転倒」、「腰痛」といった、労働者の作業行動に起因する労働災害、いわゆる「行動災害」が顕著に増加しています。令和 5 年の三重労働局における行動災害の死傷者数は 970 人であり、労働災害全体の約 40%を占めており、憂慮すべき事態となっております。

次に、行動災害のうち転倒災害を被害の程度で見ると、その約 6 割が骨折などを伴う休業 1 か月以上の災害であり、後遺症を伴う重篤な災害も発生しています。従来の「転倒」という言葉からイメージされるような軽微な災害とは異なるものと言えます。

以上より、これら行動災害を予防するための取組の強化が喫緊の課題となっております。

皆様方におかれましては、このたび発刊されます災害事例集を有効活用され、労使双方の安全衛生意識を高めるとともに、同種の労働災害を発生させないよう職場の基本的なルールが徹底されているか、また適切に実施できる安全管理体制となっているか、改めてご確認いただき労働災害減少の一助としていただきますようお願いいたします。

最後に、皆様方の職場で無事故・無災害が達成されますことを祈念いたしまして、発刊によせてのご挨拶とさせていただきます。

令和 6 年 3 月

三重労働局 労働基準部長 片野 圭介

— 目 次 —

第一章 三重県内における小売業・社会福祉施設 労働災害の分析 (平成 25 年～令和 4 年の 10 年間)

○小売業における労働災害の分析	1
○社会福祉施設における労働災害の分析	4

第二章 小売業における労働災害事例

○事故の型別災害事例 (14 事例)	7
--------------------------	---

第三章 社会福祉施設における労働災害事例

○事故の型別災害事例 (24 事例)	22
--------------------------	----

第四章 各種参考資料

○労働者の安全と健康を取り巻く状況	46
○令和 5 年三重県内における各種労働災害統計	47
○行動災害 (転倒・腰痛) 防止対策事例等	55
○三重労働局の組織と業務内容	62
○ケガや病気の治療を受けた場合の労災保険給付等の手続き	63
○労災保険休業 (補償) 等給付を受ける手続き	64
○三重県小売業 SAFE 協議会設置要綱	65
○三重県社会福祉施設 SAFE 協議会設置要綱	67

第一章

【三重県内における小売業・社会福祉施設 労働災害の分析】

(平成 25 年～令和 4 年の 10 年間)

○小売業における労働災害の分析

○社会福祉施設における労働災害の分析

○小売業における労働災害の分析

三重労働局

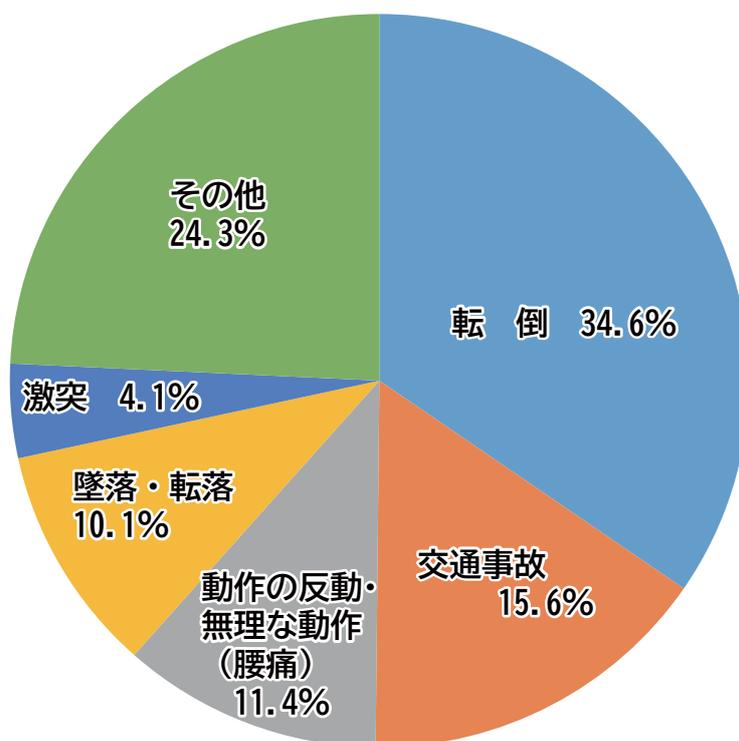
【平成25年～令和4年 事故の型別(休業4日以上)労働災害発生状況】

表1

事故の型別	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	合計
墜落・転落	20	29	18	21	22	26	23	26	28	37	250
転倒	59	54	77	79	101	81	86	119	103	101	860
激突	10	10	10	8	5	8	11	9	12	20	103
飛来・落下	6	8	6	7	6	6	10	6	6	10	71
崩壊・倒壊	6	8	4	7	0	5	5	3	2	4	44
激突され	7	7	5	4	9	5	7	6	9	14	73
はさまれ・巻込まれ	22	11	13	11	11	15	14	19	12	14	142
切れ・こすれ	25	17	19	16	25	29	16	25	15	12	199
踏み抜き	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高温・低温物との接触	7	2	3	6	10	6	4	6	3	7	54
有害物との接触	0	1	0	0	0	1	1	1	1	0	5
感電	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
破裂	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
火災	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3
交通事故(道路)	34	45	36	47	32	43	30	38	38	44	387
交通事故(その他)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動作の反動・無理な動作	17	25	13	20	33	29	35	40	31	40	283
その他	0	0	1	2	2	1	1	1	1	1	10
分類不能	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	214	217	207	228	256	255	243	299	262	305	2,486

(単位：人)

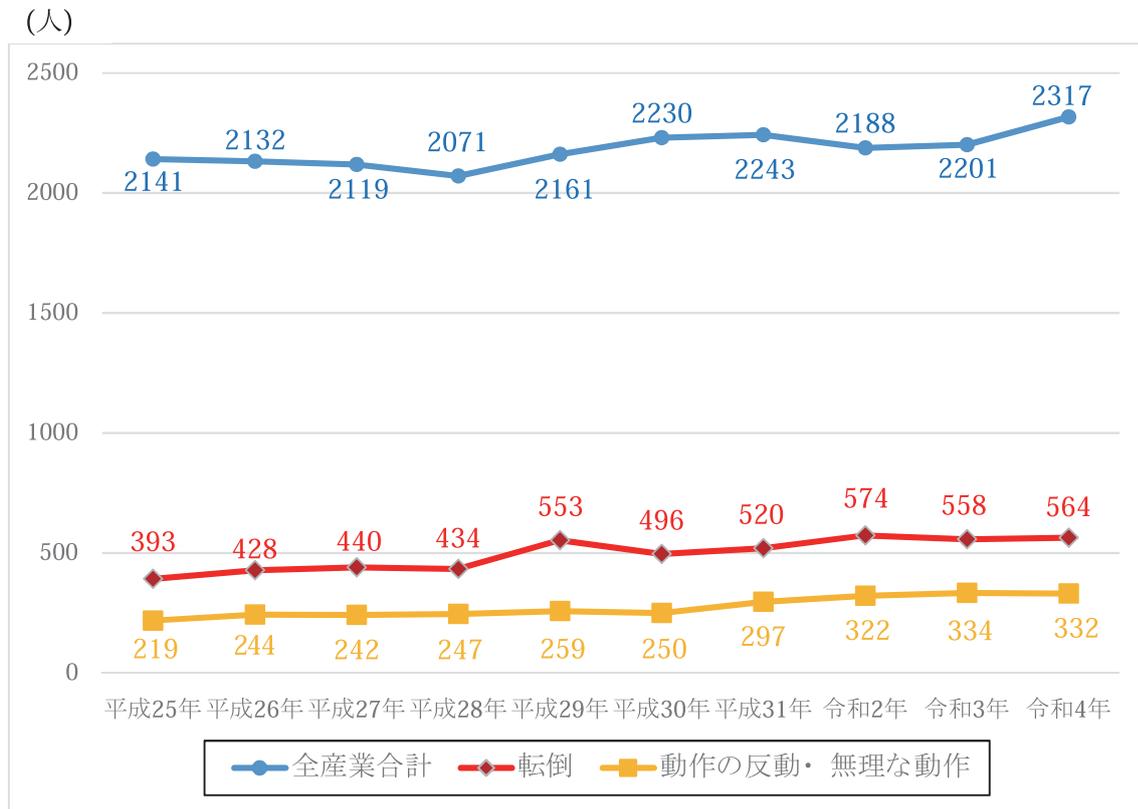
グラフ1



注：労働者死傷病報告による（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）。

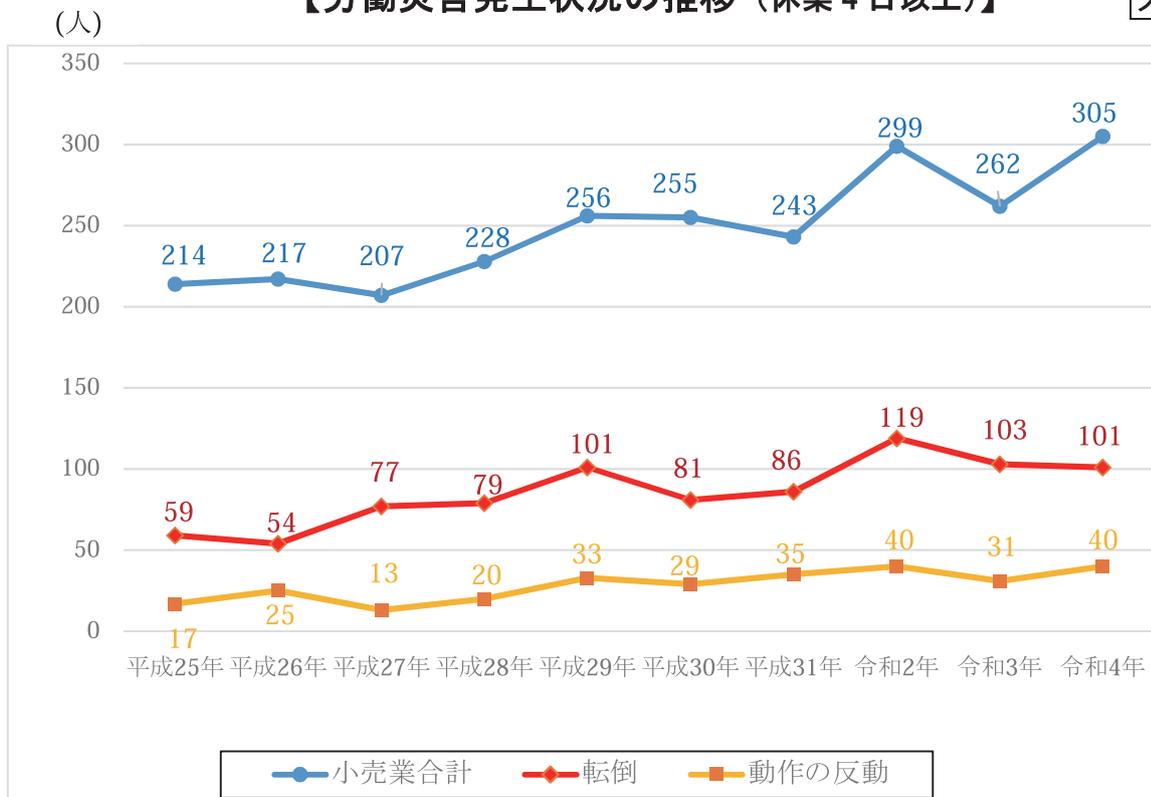
【全産業における労働災害発生状況の推移（休業4日以上）】

グラフ2



【労働災害発生状況の推移（休業4日以上）】

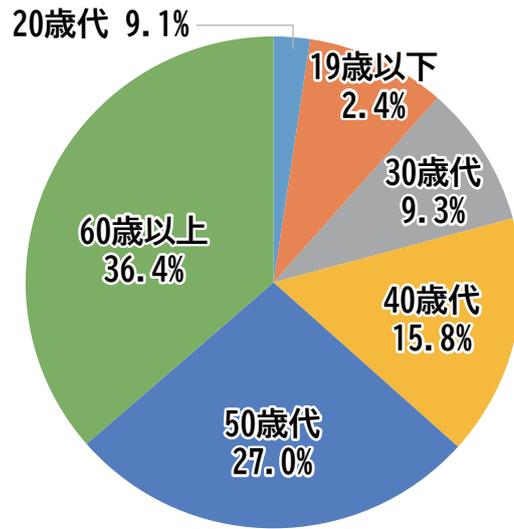
グラフ3



注：労働者死傷病報告による（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）。

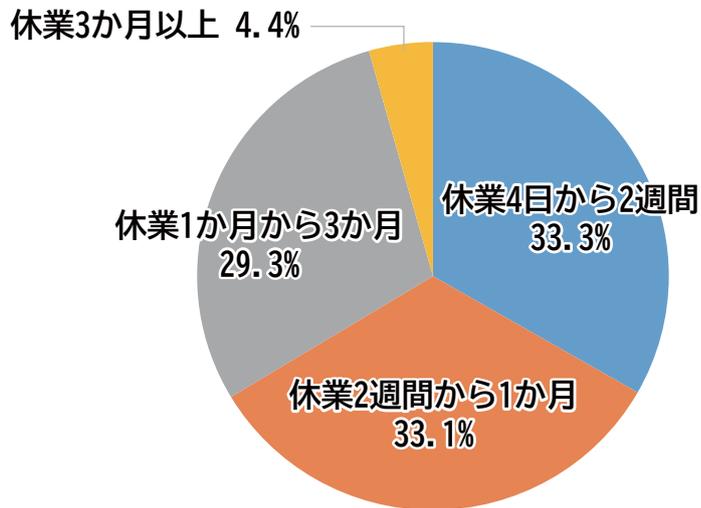
【年齢別（平成25年～令和4年）】

グラフ4



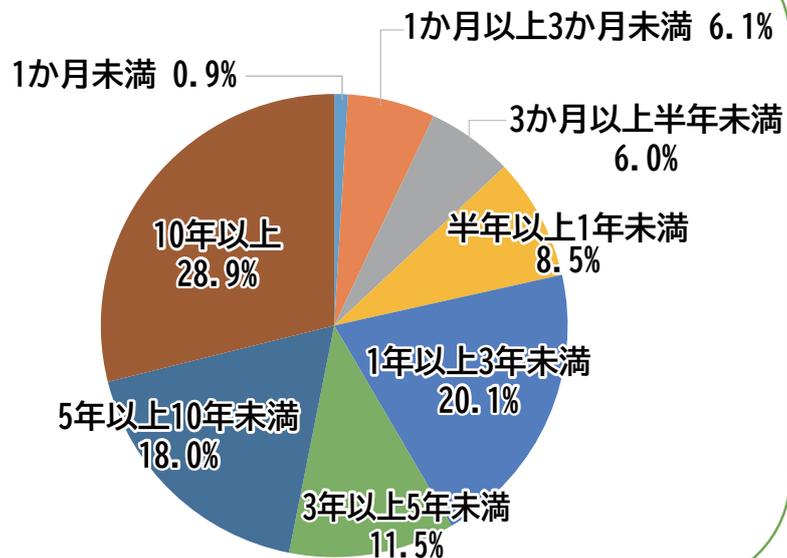
【休業期間別（平成25年～令和4年）】

グラフ5



【経験期間別（平成25年～令和4年）】

グラフ6

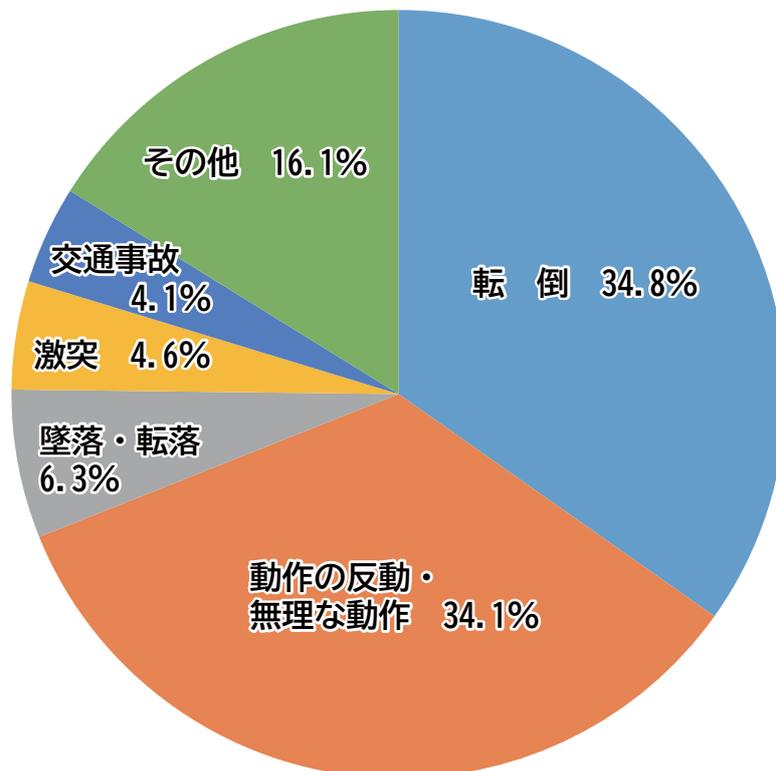


注：労働者死傷病報告による（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）。

【平成25年～令和4年 事故の型別(休業4日以上)労働災害発生状況】

表1

事故の型別	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	合計
墜落・転落	7	7	9	9	11	13	7	13	15	9	100
転倒	29	41	35	41	68	46	71	67	75	84	557
激突	4	7	9	7	2	6	7	9	14	8	73
飛来・落下	0	2	3	3	1	2	2	4	0	4	21
崩壊・倒壊	0	0	2	3	4	2	0	0	0	0	11
激突され	4	6	2	3	5	11	5	9	9	9	63
はさまれ・巻込まれ	3	0	7	3	4	4	4	3	3	6	37
切れ・こすれ	2	0	4	2	7	5	4	6	4	4	38
踏み抜き	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高温・低温物との接触	1	1	2	4	2	0	3	1	3	1	18
有害物との接触	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
感電	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
破裂	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交通事故(道路)	9	6	5	6	3	9	4	1	5	18	66
交通事故(その他)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動作の反動・無理な動作	32	47	42	49	43	43	64	72	79	75	546
その他	7	4	5	3	5	4	1	21	4	5	59
分類不能	1	0	1	0	0	1	2	2	0	1	8
合計	99	121	127	133	155	146	174	210	211	224	1600

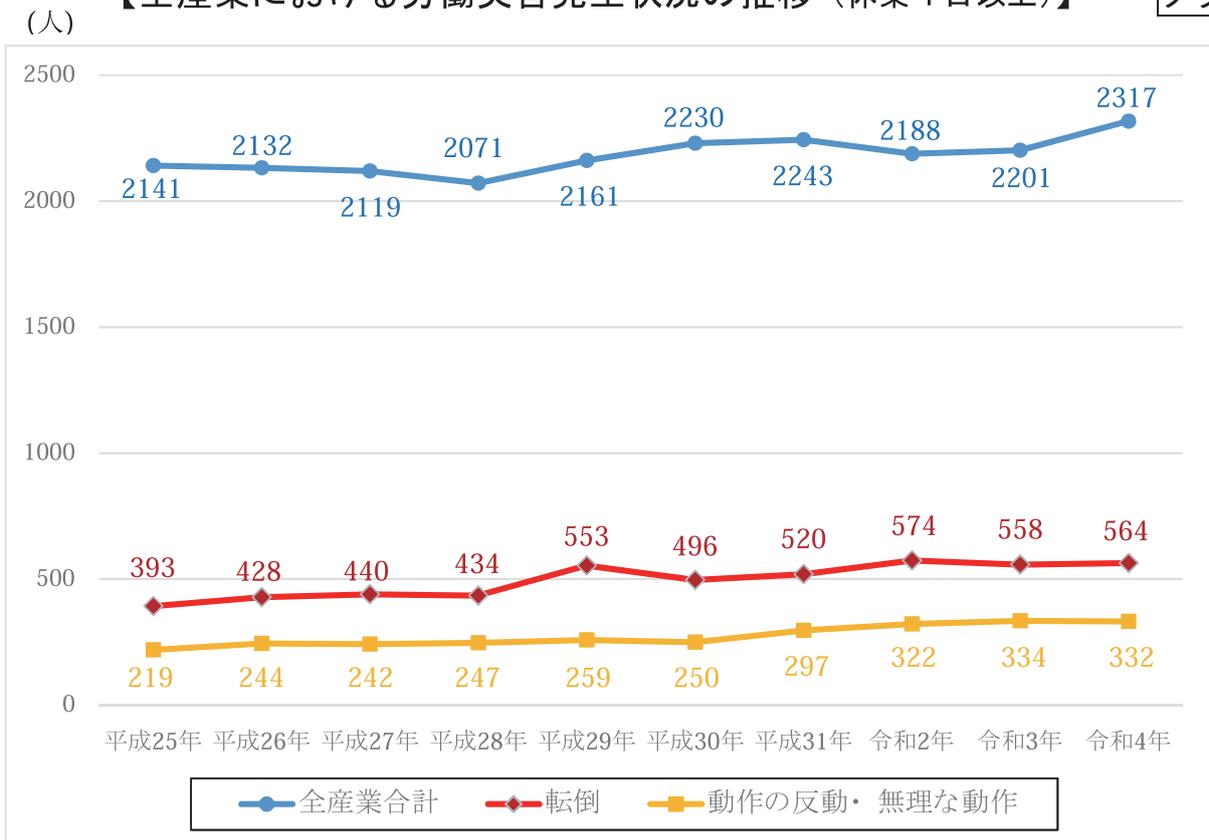


グラフ1

注：労働者死傷病報告による（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）。

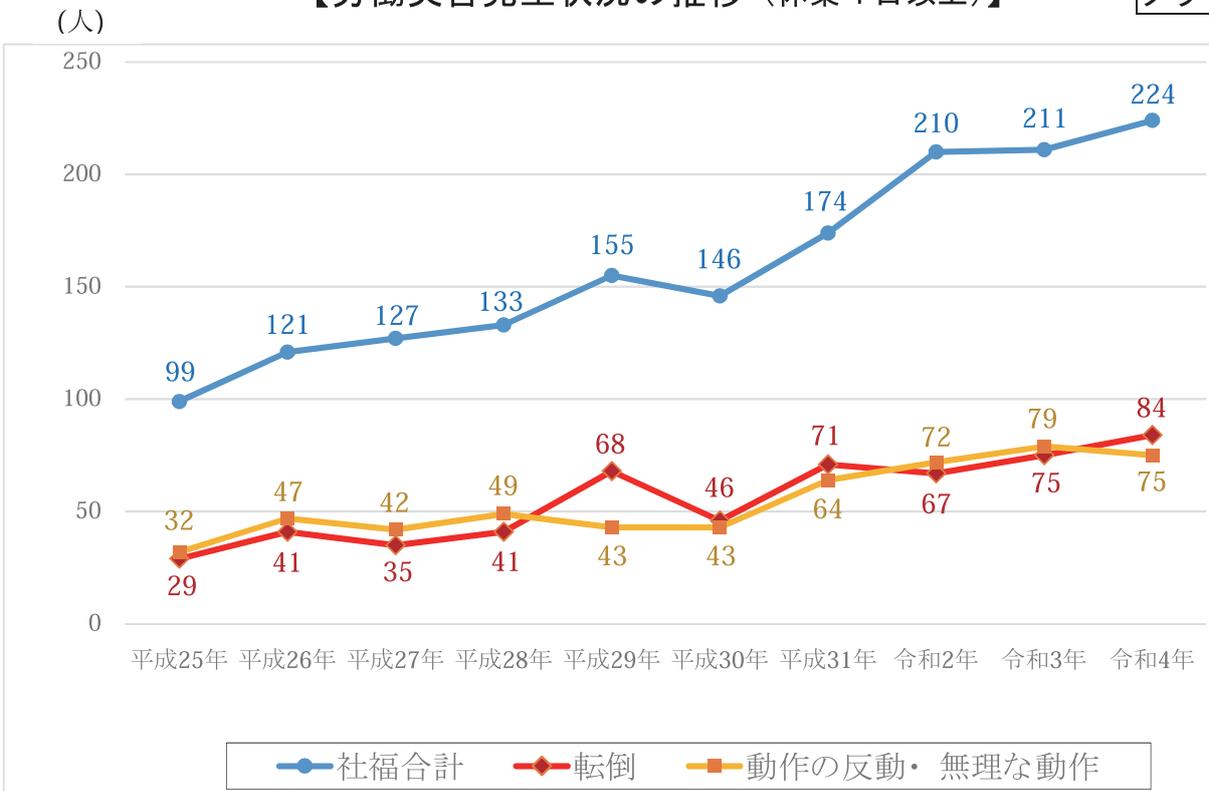
【全産業における労働災害発生状況の推移（休業4日以上）】

グラフ2



【労働災害発生状況の推移（休業4日以上）】

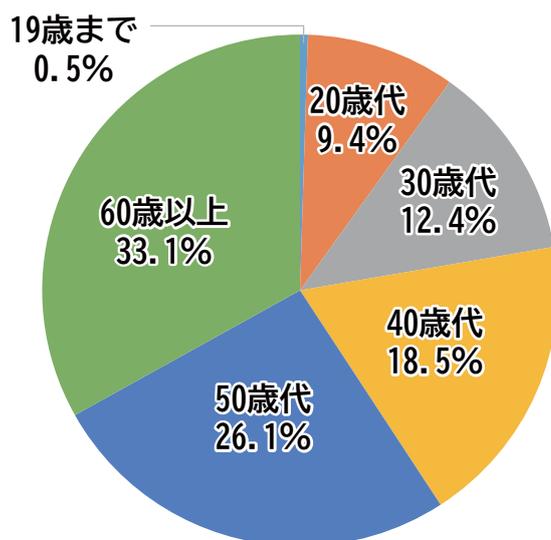
グラフ3



注：労働者死傷病報告による（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）。

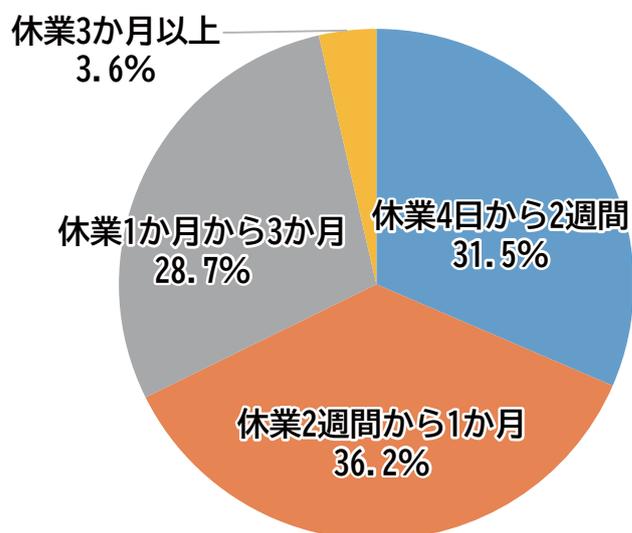
グラフ4

【年齢別（平成25年～令和4年）】



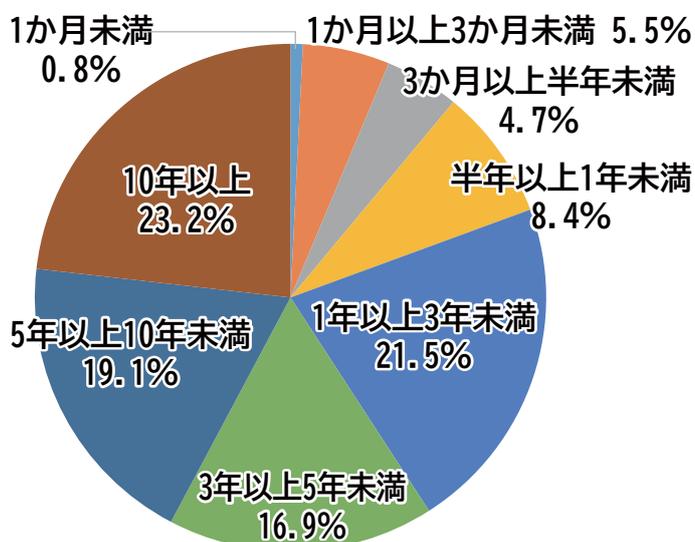
グラフ5

【休業期間別（平成25年～令和4年）】



グラフ6

【経験期間別（平成25年～令和4年）】



注：三重労働局発表、労働者死傷病報告による（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）。

第二章

【小売業における労働災害事例】

○事故の型別災害事例（14 事例）

事故の型別	掲載事例数	掲載ページ
転 倒	8	P 7 ~ 15
墜落・転落	1	P 16
飛来・落下	1	P 17
はさまれ・巻き込まれ	1	P 18
切れ・こすれ	2	P 19 ~ 20
高温・低温の物との接触	1	P 21

災害事例 転倒 1

性別：職種：年齢：経験年数		女性：販売：71歳：5年11カ月
災害時の作業内容		閉店後、店内果物売り場でジャムの瓶が落ちて割れたため、被災者が清掃しようと駆け付けたところ、ジャムの上で足を滑らせ転倒したもの。
傷病名：部位：程度		捻挫：腰、尻、左腕：休業10日
事故の型：起因物		転倒：作業床
災害原因	不安全な状態	ジャムで床が滑りやすい状態だった。
	不安全な行動	閉店後で慌てていた。
	安全管理上の欠陥	安全行動教育が不十分だった。
再発防止対策		慌てず処理をする。
<p>(略図：写真)</p> 		
労働局からのコメント		このような非定常作業における対策として、非定常時の作業手順書を作成し、労働者に周知しましょう。

災害事例 転倒 2

性別：職種：年齢：経験年数		男性：販売：50歳：32年6カ月
災害時の作業内容		従業員駐車場(屋上2階駐車場)より従業員専用の外階段で1階に降りる途中に足を滑らせステップに右脇腹を強打し肋骨骨折した。当日は雨が降っており傘をさしていた。
傷病名：部位：程度		骨折：右脇腹：休業27日
事故の型：起因物		墜落・転落：階段
災害原因	不安全な状態	雨で階段が濡れていた
	不安全な行動	雨で階段が滑りやすい認識がなかった
	安全管理上の欠陥	安全行動教育が不十分だった(転勤後日が浅かった)。
再発防止対策		落ち着いて歩く事を意識してもらう。自分が思った以上に足をあげて歩く習慣を身に付けてもらう。
(略図・写真)		
		
労働局からのコメント		雨天時に滑りやすい敷地内の場所をあらかじめ確認しておき、防滑処置等の対策を行いましょう。また、安全教育時に職員間で情報共有をしまししょう。

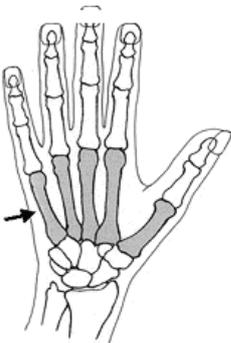
災害事例 転倒3

性別：職種：年齢：経験年数		女性：販売：75歳：14年9カ月
災害時の作業内容		就業後、従業員駐車場にて転倒して右手を複雑骨折
傷病名：部位：程度		骨折：右手：休業2か月
事故の型：起因物		転倒：通路
災害原因	不安全な状態	-
	不安全な行動	急いで歩いていたこと。
	安全管理上の欠陥	安全行動教育が不十分だった
再発防止対策		急がず落ち着いて歩く事を意識してもらう。 自分が思った以上に足をあげて歩く習慣を身に付けてもらう。
(略 図：写 真)		
		
労働局からのコメント		駐車場における照度は十分だったのでしょうか？ また、急いでいる時などの転倒リスクについて教育しましょう。

災害事例 転倒 4

性別：職種：年齢：経験年数		女性： 飲食料品小売業： 50代： 10年以上
災害時の作業内容		被災者は商品補充のため保冷倉庫から商品を運搬中、倉庫内の床が濡れていたため、足を滑らせて転倒し、転倒を回避するため手を着いたときに手首を痛めた。
傷病名：部位：程度		捻挫： 右手： 休業3週間
事故の型：起因物		転倒： 通路
災害原因	不安全な状態	保冷倉庫の床が濡れており滑りやすくなっていた。
	不安全な行動	保冷倉庫へ入庫する際の床の状況の安全確認が不十分であった
	安全管理上の欠陥	濡れていた床面を清掃せず放置していた。 保冷倉庫内での作業において、床の状況確認を実施することへの周知が不十分であった。
再発防止対策		従業員への事故防止に備え、安全策の情報共有を行った。 保冷倉庫内の床の状況確認を実施することを周知した。
(略 図：写 真)		
		
労働局からのコメント		建物内の濡れやすい場所をあらかじめ確認しておき、定期的な清掃等の転倒防止対策を講じるとともに、安全教育時に職員間で情報共有をしましょう。

災害事例 転倒 5

性別：職種：年齢：経験年数		女：洗浄室担当者：54歳：10年
災害時の作業内容		被災者が物流センター内リサイクル室内を歩行中、床面が濡れていたため滑って転倒した際、右手をついて受身をしたため第4中手骨を骨折した。
傷病名：部位：程度		骨折：右手：休業7日
事故の型：起因物		転倒：通路
災害原因	不安全な状態	床面が濡れていた。
	不安全な行動	濡れた床面に気が付かず歩行した。
	安全管理上の欠陥	濡れた床面を放置していた。
再発防止対策		水・油を扱う場所であるが床面の濡れに注意し除去する。 被災者は長靴を履いていたが、底面の減りに注意し必要であれば交換する。 注意喚起のポスターを掲示する
(略図：写真)		濡れている箇所
		
労働局からのコメント		建物内の濡れやすい場所をあらかじめ確認しておき、定期的な清掃等の転倒防止対策を講じるとともに、安全教育時に職員間で情報共有をしましょう。

災害事例 転倒 6

性別：職種：年齢：経験年数		女性： レジ精算業務： 73才： 6年7か月
災害時の作業内容		被災者はレジ精算後、会計機横の台にお客様の精算カゴを置こうとした。その際にバーコードスキャナーのコードに躓き転倒し、台の角に額をぶつけた。
傷病名：部位：程度		打撲： 頭部： 休業11日
事故の型：起因物		転倒： その他の仮設物等
災害原因	不安全な状態	バーコードスキャナーのコードが垂れ下がった状態だった。
	不安全な行動	足元を確認していなかった。
	安全管理上の欠陥	バーコードスキャナーのコードをきちんと固定していなかった。
再発防止対策		全てのレジのバーコードスキャナーのコードが垂れ下がらないよう固定した。 レジ精算前に足元を確認するよう周知した。
(略 図：写 真)		
		再発防止対策として、コードを固定
労働局からのコメント		作業で移動する場所における障害物などは取り除き、コード類など足に引っかかる恐れのあるものは固定しておきましょう。

災害事例 転倒 7

性別：職種：年齢：経験年数		男性：鮮魚：62才：26年
災害時の作業内容		被災者が窓越しに作業をしている従業員を呼んだ後、振り返った際に足元に発砲スチロールの箱があることに気づかず転倒。左の足首を骨折した。
傷病名：部位：程度		骨折：足：休業70日間
事故の型：起因物		転倒：通路
災害原因	不安全な状態	加工作業後の為、消灯していた
	不安全な行動	薄暗い中での行動
	安全管理上の欠陥	発砲スチロールの置き場所に問題があった。
再発防止対策		薄暗い中での行動はひかえる。 発砲スチロールの置き場所を動線のない場所に置く。
(略図：写真)		
		
労働局からのコメント		日頃からの整理整頓に努め、置く恐れのあるものを床に放置しないようにしましょう。また、床面は必要に応じた照度を確保するようにしましょう。

災害事例 転倒 8

性別：職種：年齢：経験年数		女性：食品：61才：9か月
災害時の作業内容		被災者がバックヤードにセンター便総菜の台車を取りに行こうと歩いていたところ、冷凍ケース横の床が水でぬれており、滑って尻もちと手をついた。
傷病名：部位：程度		骨折：右手首：休業27日間
事故の型：起因物		転倒：通路
災害原因	不安全な状態	床面が濡れていた。
	不安全な行動	周囲の状況を確認せず歩行していた。
	安全管理上の欠陥	水滴が溜まりにくくする工夫など安全対策が不十分であった。
再発防止対策		水滴が溜まりにくいように冷凍ケースの下に布巾、又はスポンジを設置する。 水滴が落ちたらすぐ拭き取れるように水滴除去モップを設置する。
(略 図：写 真)		
次項のとおり		
労働局からのコメント		建物内の濡れやすい場所をあらかじめ確認しておき、防滑処理等の転倒防止対策を講じるとともに、安全教育時に職員間で情報共有をしましょう。

災害事例 墜落・転落 1

性別：職種：年齢：経験年数		女性：惣菜担当者：55歳：4か月
災害時の作業内容		被災者が惣菜バックヤードにて折りたたみ式の踏み台に乗って棚上のトレーを取ろうとしたところ、バランスを崩して踏み台から転落し、その際に右手をついて右手首を負傷した
傷病名：部位：程度		骨折：右手首：休業30日
事故の型：起因物		墜落・転落：はしご等
災害原因	不安全な状態	安定感が低い踏み台だった。
	不安全な行動	安定していない踏み台に乗ってしまった
	安全管理上の欠陥	安全衛生の教育が不十分だった。
再発防止対策		安全衛生教育を実施し関係労働者に周知。 なるべく踏み台は使用せずフック等の付いた棒等でトレーを取るようになる。 踏み台を使用する場合は踏み面をしっかりとものに交換する。
(略図：写真)		
		
労働局からのコメント		高さのある不安定な踏み台は使用しないようにしましょう。 やむを得ず踏み台を使用する場合は、安定した踏み台を安定した場所に置き、踏み台の中心に立つようにしましょう。

災害事例 飛来・落下 1

性別：職種：年齢：経験年数		女性： ピッキング担当： 33才： 1年11か月
災害時の作業内容		保冷箱を高く8箱分積み、風で飛ばされないよう一番上に通い箱を折りたたんで載せていた。 保冷箱の蓋を載せているカゴ車を動かした時に、積んである保冷箱に接触してしまい、その衝撃で通い箱が落下し左前頭部に激突し負傷した。
傷病名：部位：程度		捻挫：首・腰：休業8日
事故の型：起因物		飛来・落下：荷姿のもの
災害原因	不安全な状態	風が舞いこんでくる場所である為、保冷箱を積み上げた時に重しがないと風で箱が吹き飛んでしまうため、上に重しを載せておく必要があった
	不安全な行動	不安定な状態で保冷箱を高く積み上げており、崩壊してしまうことへの注意が不足していた。
	安全管理上の欠陥	ピッキング場の外側は風が舞いこんできて、軽い物は吹き飛ばされてしまうことについての対応がされていなかった。
再発防止対策		防風壁を設置して風が舞いこんでこないようにした。 身長以上に箱を高く積まない、頭上に重量物を置かないことなど指導した。
(略 図：写 真)		
		重量物が最上段においてあり、落下のリスクあり
労働局からのコメント		重量物は頭上など高い位置に置かないようにしましょう。高所に重量物を置くと落下による労働災害のリスクが高くなります。

災害事例 はさまれ・巻き込まれ 1

性別：職種：年齢：経験年数		女性：フロア担当：55歳：3か月
災害時の作業内容		被災者が店舗搬入口で商品の載った6輪カートラックを2台同時に引き込んでいた際、6輪カートラックが当人の右足の上を通過して右足の親指と小指の骨にひびが入った
傷病名：部位：程度		骨折：右足親指：休業14日
事故の型：起因物		はさまれ・巻き込まれ：人力運搬機
災害原因	不安全な状態	搬入作業が集中しており搬入口が混雑していた。
	不安全な行動	重い6輪カートを2台同時に引き込んだ
	安全管理上の欠陥	搬入は業者に任せるというルールが遵守されていない。
再発防止対策		ルールが遵守されていないので店舗ミーティングで再度周知を徹底する。トラックドライバーに6輪カートを搬入する際は1台ごとにしよう依頼する
(略 図：写 真)		
		
労働局からのコメント		2台同時に引き込むなど無理な作業をしないようにしましょう。 また、現場におけるルールを遵守するよう作業者に安全教育を実施しましょう。

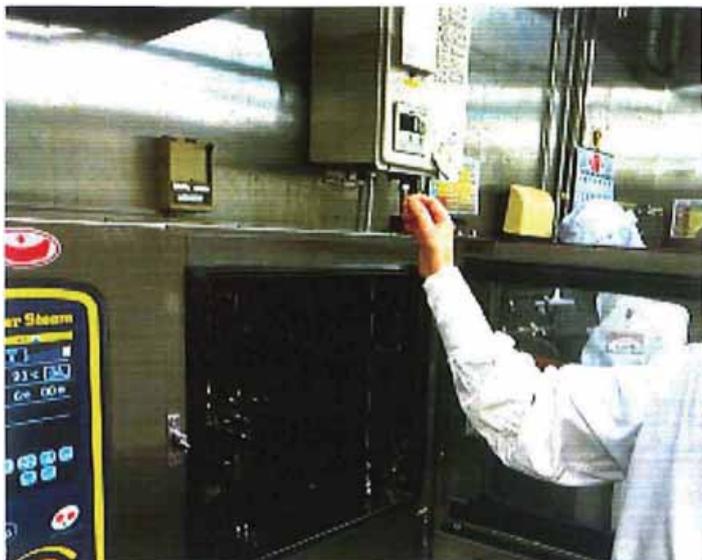
災害事例 切れ・こすれ 1

性別：職種：年齢：経験年数		男性： 飲食料品小売業： 60代： 10年以上
災害時の作業内容		被災者は店舗内の天井の蛍光灯の交換作業中、バランスを崩して脚立から足を踏み外した際、手で持っていた蛍光管を強く握ったため蛍光管が破裂し、手のひらを負傷したものの。
傷病名：部位：程度		切創： 右手： 休業3週間
事故の型：起因物		切れ・こすれ： 用具
災害原因	不安全な状態	不安定な脚立に上っており、かつ右手に蛍光管を握っていた。
	不安全な行動	複数人で交換作業を行わなかったこと。
	安全管理上の欠陥	従業員が少数体制であり、複数体制での作業が出来なかったこと。
再発防止対策		安全対策の情報共有を行った。今回の作業の場合は、複数で実施するよう周知した。
(略 図：写 真)		
		
労働局からのコメント		脚立を使用する際に荷を持ちながら昇降すると身体が不安定な状態になります。脚立作業は、脚立を地上で押さえたり、荷を渡す人と複数人で行いましょう。

災害事例 切れ・こすれ 2

性別：職種：年齢：経験年数		男性：鮮魚：22才：3か月
災害時の作業内容		はまちを切っている時、包丁で左中指を負傷
傷病名：部位：程度		切傷：指：治療10日
事故の型：起因物		切れ・こすれ：手工具
災害原因	不安全な状態	魚を持つ手の位置が悪かった。
	不安全な行動	不注意だった。
	安全管理上の欠陥	安全行動の教育不足
再発防止対策		注意深く行動できるように安全教育を行う
<p>(略 図：写 真)</p> 		
労働局からのコメント		経験が浅い労働者には、十分に時間的・精神的余裕を持たせて作業させましょう。

災害事例 高温・低温のものとの接触 1

性別：職種：年齢：経験年数		女性：販売（総菜担当）：52才：3年5か月
災害時の作業内容		スチームコンベクションオープンで蒸しあがったキャベツを右手で扉を開けて取り出そうとした。その際に、右手首に蒸気があたり火傷した。
傷病名：部位：程度		火傷：右手首：休業なし
事故の型：起因物		高温・低温のものとの接触：その他の装置、設備
災害原因	不安全な状態	ミトンを使用していない状態で、扉を開けてしまった。
	不安全な行動	ミトンを着用するルールを守らなかった。
	安全管理上の欠陥	ミトンの置き場所を決めていなかった。
再発防止対策		<ul style="list-style-type: none"> ①使用時はミトンを必ず着用する。 ②ルールを遵守し、調理にあたるよう周知する。 ③ミトンの置き場所を決める。
(略 図：写 真)		
		
労働局からのコメント		オープン使用時はミトンを着用するよう注意喚起の掲示を行うなど「見える化」を行いましょう。

第三章

【社会福祉施設における労働災害事例】

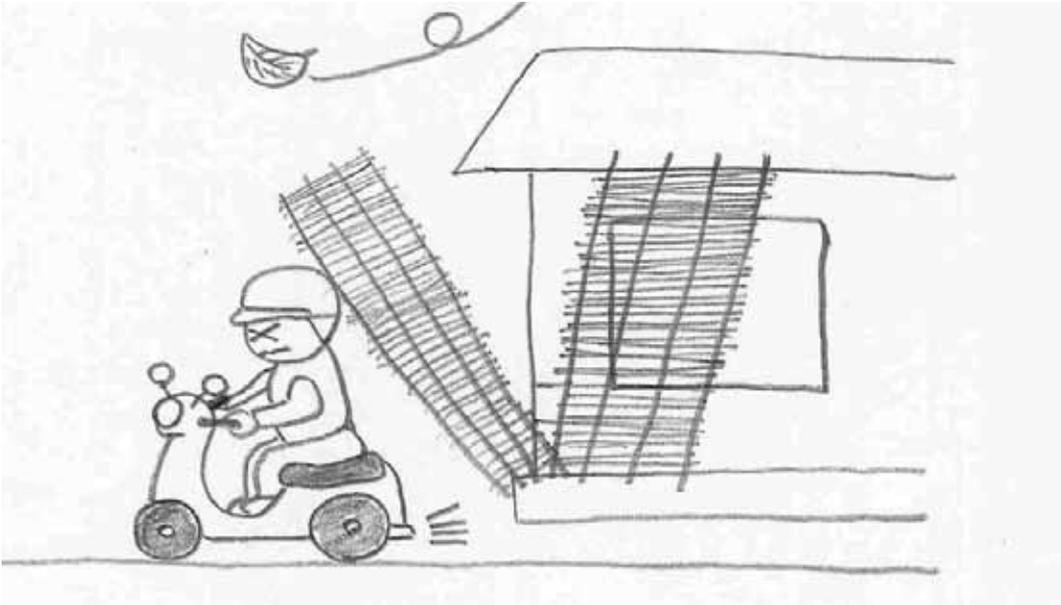
○事故の型別災害事例（24 事例）

事故の型別	掲載事例数	掲載ページ
転 倒	10	P 22 ~ 31
動作の反動・無理な動作	3	P 32 ~ 34
墜落・転落	3	P 35 ~ 37
激 突	4	P 38 ~ 41
切れ・こすれ	1	P 42
そ の 他	3	P 43 ~ 45

災害事例 転倒 1

性別:職種:年齢:経験年数		男性 : 生活支援員 : 62歳 :14年
災害時の作業内容		被災者が出勤し、駐輪場から職場に移動する際、途中の急な勾配で左足を捻ってしまった。
傷病名:部位:程度		骨折 : 左足 : 休業1カ月
事故の型:起因物		動作の反動、無理な動作 : 通路
災害原因	不安全な状態	通路が斜面であり危険であった。
	不安全な行動	被災者の注意力が足りなかった。
	安全管理上の欠陥	危険箇所(斜面になっている通路)を自由に移動できる状態であった。
再発防止対策		<p>斜面になっている通路は、通常使用する通路として使用しない。</p> <p>やむを得ない理由により当該通路を移動する際は、危険箇所と認識し、注意して通ることを情報共有する。</p>
(略 図 : 写 真)		
		
労働局からのコメント		斜面等転倒のおそれのある場所を通路としないようにし、危険箇所にはカラーコーン等の設置により注意喚起を行いましょう。

災害事例 転倒 2

性別：職種：年齢：経験年数		女性：介護補助：71才：22年
災害時の作業内容		出勤のためオートバイで事業所敷地内の横を通りかかったところ、事務所の窓の隅に立てかけてあったよしずが強風にあおられ、倒れ掛かってきたよしずが被災者の右後方より体に当たりその反動で転倒した。その際、左下半身を強打し、左足関節を骨折した。
傷病名：部位：程度		骨折：左足：休業90日
事故の型：起因物		崩壊・倒壊：用具
災害原因	不安全な状態	よしずが固定されていなかった。
	不安全な行動	
	安全管理上の欠陥	よしずが固定されていなかったため、強風によりよしずが飛ばされる可能性があった。
再発防止対策		使用中のよしずは固定し、風に飛ばない状態にしておく。 強風の日にはよしずを倒して置き、風に飛ばない状態にしておく。 環境改善委員会により危険な環境の点検、改善等の徹底を図る。
(略図：写真)		
		
労働局からのコメント		よしずに限らず、突発的な事象により倒壊するリスクがある物体は、固定しておきましょう。

災害事例 転倒3

性別：職種：年齢：経験年数		女性：生活支援員：78歳：12年
災害時の作業内容		被災者が厨房内にて、掃除機（延長コード3m）で掃除をしていた際、延長コードに引っ掛かり、転倒して膝を打った。
傷病名：部位：程度		右膝骨折：右膝：休業1か月（31日）
事故の型：起因物		転倒：作業床
災害原因	不安全な状態	厨房内で足元が見えにくかった
	不安全な行動	3mの延長コードを使用し、コードを長い状態にして使用していた。
	安全管理上の欠陥	延長コードの使用の仕方、危険予知を行っていなかった。
再発防止対策		延長コードの使用は避ける。 コードレス掃除機の購入を検討。 年齢も考慮し、作業内容を検討していく。
(略図：写真)		
		
労働局からのコメント		年齢に応じた作業方法を検討し、転倒のリスクを低減しましょう。なお、長いコード類を使用する際は、ガムテープ等で床に密着させましょう。

災害事例 転倒 4

性別：職種：年齢：経験年数		女性：介護職：51歳：5年
災害時の作業内容		外注業者からの荷物を運ぶ際に、廊下部分が濡れて滑りやすい状態であったにもかかわらず、荷物を一度に運ぼうとしたため、濡れている廊下で転倒し、右手から地面に倒れて右手首を捻挫したもの。
傷病名：部位：程度		捻挫：右手首：休業14日
事故の型：起因物		転倒：通路
災害原因	不安全な状態	廊下部分が濡れていて滑りやすい状態であった。
	不安全な行動	荷物を多く持っており不安定な体勢であった。
	安全管理上の欠陥	濡れている部分の清掃が不十分であった。 吸水マットの位置がよくなかった。 安全行動教育が不十分であった。
再発防止対策		安全教育を再度行い、全職員に周知する。 吸水マットの位置を適切な場所に移動させる。 雨天時は清掃をこまめに行う。
(略図：写真)		<div data-bbox="427 1249 1086 1729" data-label="Image"> </div>
労働局からのコメント		雨天時に濡れやすい建物内の場所をあらかじめ確認しておき、こまめな清掃等の転倒防止対策を講じるとともに、安全教育時に職員間で情報共有をしましょう。

災害事例 転倒5

性別：職種：年齢：経験年数		男性：介護職員：37才：15年
災害時の作業内容		未舗装の職員駐車場で、宿直明けに帰宅のため車道から駐車場に行く際、前日から雨でぬかるんだ土に左足をのり面に乗せると少し滑り、勢いのついた状態で右足を駐車場に降ろしたところ、ぬかるんだ土に滑り、右膝を曲げた状態で尻もちをついてしまった。
傷病名：部位：程度		捻挫：右足：休業なし
事故の型：起因物		転倒：通路
災害原因	不安全な状態	雨で地面が滑りやすい状況だった。
	不安全な行動	雨で濡れた地面の上を歩いた。
	安全管理上の欠陥	安全衛生活動が不十分であった。 傾斜に階段を設置するなど安全に配慮していなかった。
再発防止対策		安全教育を行う。 本事例を全職員に周知する。 傾斜に階段を設置した。
<p>(略図：写真)</p> <p>傾斜時の移動経路(AからBへ)</p> <p>対策後(階段の設置)</p>		
		
労働局からのコメント		雨天時における敷地内の滑りやすい場所をあらかじめ確認しておき、階段の設置など設備面の転倒防止対策を講じましょう。併せて、安全教育を実施し、職員間で情報共有をしましょう。

災害事例 転倒6

性別：職種：年齢：経験年数		女性：生活支援員：26才：4年
災害時の作業内容		<p>食堂で利用者の食事介助が終わり、被災者が下膳をしていた際、床が濡れており滑って転倒した。</p> <p>手には膳をもっており、手をつくことが出来ず尻もちをついた。</p>
傷病名：部位：程度		打撲：臀部：休業なし
事故の型：起因物		転倒：通路
災害原因	不安全な状態	床が濡れていて滑りやすい状況だった。
	不安全な行動	濡れている床の上を歩いた。 床が濡れているのを放置していた。
	安全管理上の欠陥	安全衛生活動が不十分であった。
再発防止対策		<p>安全教育を行う。</p> <p>本事例を全職員に周知する。</p> <p>床が濡れている場合は速やかにふき取る。</p>
<p>(略図：写真)</p> <p>食堂内</p> <p>転倒個所：下膳口(中央奥 洗面手洗い左側)</p>		
		
労働局からのコメント		濡れやすい建物内の場所をあらかじめ確認しておき、こまめな清掃等の転倒防止対策を講じるとともに、安全教育を実施し職員間で情報共有をしましょう。

災害事例 転倒7

性別：職種：年齢：経験年数	女性：介護職：38歳：20年	
災害時の作業内容	入浴介助が終了し、浴室内清掃を実施していた。浴室内を歩いていた際に、足が滑り転倒した。床面は、洗剤を洗い流した後ではあったが、濡れていた。支援中の履物はゴムの履物を着用していた。	
傷病名：部位：程度	打撲：頭、左腕、太もも：休業なし	
事故の型：起因物	転倒：作業床	
災害原因	不安全な状態	床が濡れていた。
	不安全な行動	次の業務への移行（業務負担）
	安全管理上の欠陥	履物を確認する（老朽していた）。 注意喚起及び指導、安全教育。
再発防止対策	すべり止め物品の検討、導入。 労働安全衛生委員会での報告。 注意喚起、安全教育の実施。	

（略図：写真）



水場なので床全面が濡れている

労働局からのコメント	水場での作業は、滑りにくい履物を使用し、作業開始前に床面の状態を確認しましょう。
------------	--

災害事例 転倒 8

性別：職種：年齢：経験年数		女性：介護職員：69歳：3年
災害時の作業内容		被災者は敷地内を右手にゴミ袋を持って捨てに行く途中、車の出入りがあったので車の通行に支障が無いようにと、左端によけて歩いていた（通行幅は約6m）ところ、側溝コンクリートの角に右足が引っ掛かり転倒した。
傷病名：部位：程度		骨折：右小指母節：休業48日
事故の型：起因物		転倒：通路
災害原因	不安全な状態	敷地内のアスファルトの通行路及び側溝にわずかな凹凸や段差があった。
	不安全な行動	車を先に通行させることに意識が向き、足元を見ていなかった。
	安全管理上の欠陥	わずかな段差や凹凸があることの周知徹底。
再発防止対策		通行の際に端を歩きすぎないように指導した。 車両の通行が頻繁な時間帯は、当該通路をなるべく使用しないようにした。
<p>(略図：写真)</p>		
労働局からのコメント		敷地内の人を通る通路等は、段差を無くす等転倒リスク軽減の設備対策を講じましょう。

災害事例 転倒9

性別：職種：年齢：経験年数		女性：看護師：60才：28年
災害時の作業内容		事務室内に置かれたラックカート横の備品を取り終えた後、体の向きを変えた際に、ラックカートに足を引っかけて床に転倒し、右前腕、右手首、左前額部を強打した。
傷病名：部位：程度		打撲：右手首：休業なし
事故の型：起因物		転倒：人力運搬機
災害原因	不安全な状態	狭隘な事務所
	不安全な行動	慣れてしまった行動
	安全管理上の欠陥	狭隘な場所に置くのは危険
再発防止対策		ラックカートは狭隘な事務所からデフロアに移す。
(略図：写真)		
労働局からのコメント	ラックカートや台車等の置き場所は、通路等の動線が重ならない場所に定めて片付けるようにしましょう。	

災害事例 転倒 10

性別：職種：年齢：経験年数		女性：事務員：57才
災害時の作業内容		当事業所湯沸かし室を出て廊下を通る際、感染症予防対策として廊下が消毒液で清掃された直後で濡れており、それに気づかず滑って前方へ転倒し、床面で鼻を強打したもの。
傷病名：部位：程度		骨折：鼻：休業なし
事故の型：起因物		転倒：通路
災害原因	不安全な状態	床面が濡れていた。
	不安全な行動	なし。
	安全管理上の欠陥	清掃後、床が濡れている表示等がなかった。
再発防止対策		事故後、すぐに表示板を購入し、掃除後は必ず、表示板を設置し床面が濡れている旨注意喚起するよう職員に周知した。
(略図：写真)		
労働局からのコメント		清掃等で床が濡れている場合は、乾くまでの間は表示等により注意喚起をしましょう。

災害事例 動作の反動・無理な動作 1

性別：職種：年齢：経験年数		女性：介護職員：59歳：8年
災害時の作業内容		デイサービス事業所の特別浴室において、サービス利用者の車イスからストレッチャーへの移乗を3名の職員で行っていた。1名がストレッチャー側で待機、1名が上半身、被災者が下半身を抱えて利用者を持ち上げた際、グキッという異音が聞こえ、腰に強い痛みを感じた。
傷病名：部位：程度		腰痛：腰部：休業16日
事故の型：起因物		動作の反動・無理な動作：起因物なし
災害原因	不安全な状態	移乗元と移乗先の高低差が大きかった。
	不安全な行動	移乗時に補助具を活用しなかった。
	安全管理上の欠陥	始業前の体調確認ができていなかった。
再発防止対策		<p>高低差が少なくなるように、車イスとストレッチャーの高さを調整する。</p> <p>移乗シートなど、持ち上げずに移乗できる補助具を使用し、利用者と職員の負担を軽減する。</p> <p>サービス提供始業前に、体調確認、腰痛予防体操を行い、けがに繋がらないよう柔軟性を養う。</p>
(略図：写真)		
		
労働局からのコメント		この作業について、作業標準(マニュアル)を作成し、研修会等の場で関係作業者に周知させましょう。

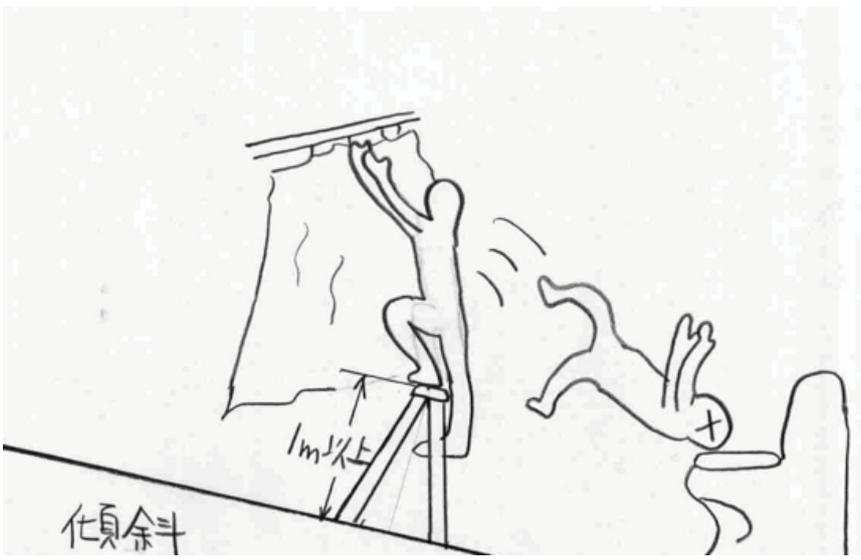
災害事例 動作の反動・無理な動作 2

性別：職種：年齢：経験年数		男性： デイサービススタッフ（生活相談員）： 43 歳： 5 年
災害時の作業内容		デイサービス利用者（独居）を迎えに行き、居宅内介護でその利用者（男性：中肉）をベッドから起こそうと身体介助を行っていた際、腰に強い痛みが生じた。
傷病名：部位：程度		腰痛： 腰部： 全治1週間程： 休業なし
事故の型：起因物		動作の反動・無理な動作： 起因物なし
災害原因	不安全な状態	ベッドの高さが低かった（移動元と移動先の高低差が大きかった）。
	不安全な行動	中腰で自分の腕の力だけで対象利用者を起こそうとした。
	安全管理上の欠陥	自分の体勢を整えなかった。 ボディメカニクスをとらなかった
再発防止対策		体制・姿勢を整える。 自分自身に対して、不意に行わない（意識する）。 腰痛（予防）ベルトの装着。
<p>（略図：写真）</p> 		
労働局からのコメント		事業場内でボディメカニクス研修の実施を検討しましょう。

災害事例 動作の反動・無理な動作 3

性別：職種：年齢：経験年数		男性： 介護員： 22歳： 3年10か月
災害時の作業内容		居室において、職員2名でご利用者をベッドから車椅子に移乗する介助時に、腰に痛みを感じた。
傷病名：部位：程度		腰痛： 腰： 休業なし
事故の型：起因物		動作の反動・無理な動作： 起因物なし
災害原因	不安全な状態	体勢の確保
	不安全な行動	不用意な動作
	安全管理上の欠陥	2名でご利用者をスライドさせていたにも関わらず不用意に行った
再発防止対策		体勢を整え不用意な動作をせずに移乗を行う。 スライディングボードを使用する
(略 図：写 真)		
		
労働局からのコメント		移乗の際にはスライディングボードを使用し、各作業者に研修等で、正しい使用方法を周知しましょう。

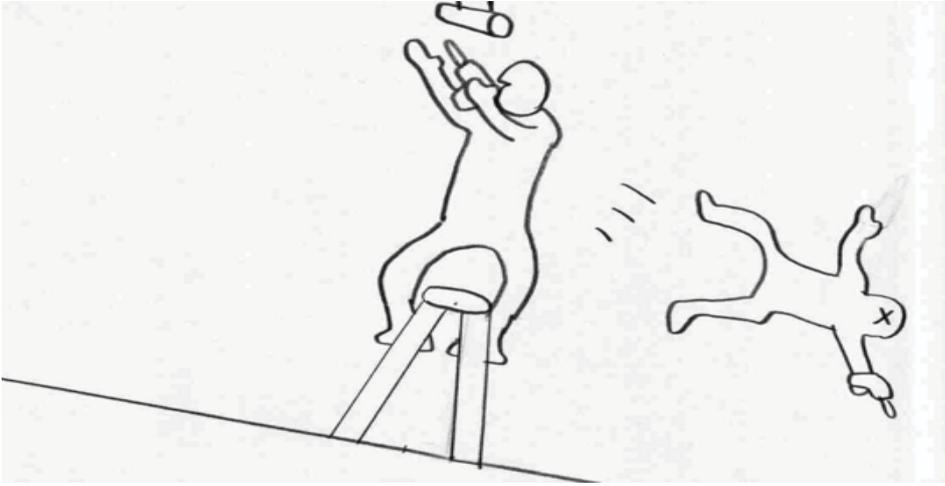
災害事例 墜落・転落 1

性別：職種：年齢：経験年数		男性：管理職：45歳：27年
災害時の作業内容		被災者がトイレ内のカーテンを取り外すために脚立上で作業をしていた際、脚立から転落し便器に頭部を打ち付けて被災した。
傷病名：部位：程度		打撲傷：頭部：休業なし
事故の型：起因物		墜落・転落：はしご等
災害原因	不安全な状態	傾斜上に脚立を設置した。
	不安全な行動	上記にある不安定な状況で作業を行った。
	安全管理上の欠陥	安全な作業行動についての認識が不足していた。 ヘルメットの未装着。
再発防止対策		脚立を使用して作業するには平行な場所でしか使用しない。 作業時にはヘルメットを適正に装着する。 使用可能な脚立の高さは1m未満の種類に限定する。
(略図：写真)		
		
労働局からのコメント		略図のように、脚立を使用する際に上を向いて作業すると身体が不安定な状態になります。天板の1段下か2段下を使用し、両足をそろえて立つと安定します。

災害事例 墜落・転落 2

性別：職種：年齢：経験年数		男性： 施設長（医師）： 69才： 29年
災害時の作業内容		被災者が施設内の階段を降りている時、下から3～4段目付近で足を踏み外し転落した。その際に腰と右大腿骨を強打した。
傷病名：部位：程度		骨折： 大腿骨： 休業55日
事故の型：起因物		墜落・転落： 階段
災害原因	不安全な状態	中央階段、中庭の渡り廊下が夜間になると足元が確認できない程暗くなってしまう。
	不安全な行動	施設の消費電力削減目的で職員の移動はできる限り階段を使用するように働きかけている。
	安全管理上の欠陥	夜間になっても階段の照明をONにせず足元が見えにくい状態で職員は移動していたが、安全対策がなされていなかった。
再発防止対策		中央階段には階段用のセンサーライト、中庭の渡り廊下には屋外用のセンサーライトを設置して再発防止対策をおこなう。
(略 図：写 真)		
 <p>The images show the implementation of safety measures. The first two photos on the left show a white sensor light fixture mounted on a wall next to a staircase with green carpeting. The last two photos on the right show a black sensor light fixture mounted on a black pillar in an outdoor hallway area with trees.</p>		
労働局からのコメント		敷地内の通路等床面の照度を確認し、必要に応じて照明器具を設置しましょう。 なお、手すりを設置するとより効果的です。

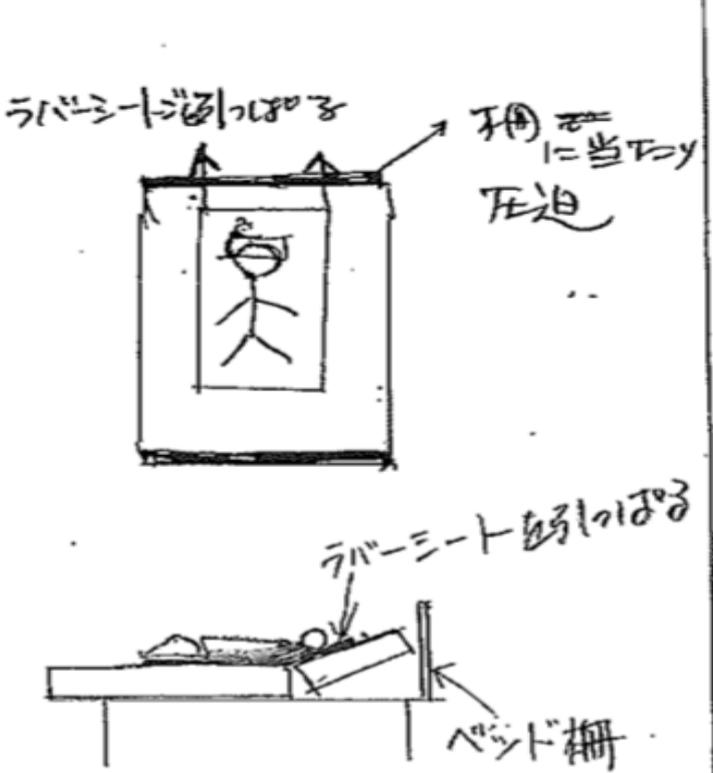
災害事例 墜落・転落3

性別：職種：年齢：経験年数		男性：作業員：60歳代：3年6カ月
災害時の作業内容		室外ゴミ置き場でセンサーライト取り付け作業中、壁面に取付け用の穴をあける為、ハンドドリルを持って脚立に乗っていた。ドリルに力をかけた時に反動で脚立が倒れ、自身も落下した。
傷病名：部位：程度		裂傷、骨折：頭部、肋骨：休業なし
事故の型：起因物		墜落・転落：はしご等
災害原因	不安全な状態	床面に傾斜があった。脚立が劣化していた。
	不安全な行動	天板をまたいで作業していた。一人作業で補助者なし。
	安全管理上の欠陥	脚立の使用前点検が不十分。 危険と思われる作業の場合、複数にて補助作業を行なう。
再発防止対策		作業道具の作業前点検を実施し、不備があれば使用中止とする。 水平面に脚立を立てる。 天板に乗ったり、またいで作業しない(不安定になる)。 1m未満であっても高所作業の場合はヘルメット着用。
(略 図：写 真)		
		
労働局からのコメント		<p>天板をまたいで脚立の使用は禁止にしましょう。</p> <p>再発防止対策に記載のとおり、作業面に対し水平に脚立を立て、両足をそろえて立つと安定します。</p> <p>なお、高所作業の場合は、墜落時保護用ヘルメットを着用しましょう。</p>

災害事例 激突 1

性別：職種：年齢：経験年数		女性： 看護師： 55 才： 12 年
災害時の作業内容		被災者が利用者宅にて訪問看護中、清拭をしている時、ベッドサイド設置型の手すりの脚の部分に左足をぶつけた
傷病名：部位：程度		骨折： 左第五趾末節骨： 休業0日
事故の型：起因物		激突： その他の装置・設備等
災害原因	不安全な状態	通常のベッドには設置されていないベッドサイドレールが設置されていた。
	不安全な行動	現場の状況確認が不足していた。
	安全管理上の欠陥	訪問先の状況を事前に確認していなかった
再発防止対策		本事例を朝の引継ぎ、研修会等で他の看護師に周知させる。
(略 図：写 真)		
<p>※ 図 解 ※</p> <p>この位置で清拭を行なっていました。</p> <p>この部分に左足第五趾をぶつけました。</p>		
労働局からのコメント		作業開始前にベッドの状態等周囲の状況を確認するようにしましょう。

災害事例 激突2

性別：職種：年齢：経験年数		女性：看護師：67才：27年
災害時の作業内容		訪問先の利用者様宅で、寝たきり状態の利用者様を移動させる際に、ベッド柵が邪魔になり移動困難な状態（ギャッチアップで体が下に下がった状態）であったが、ラバーシートを引っ張り上げようと無理な体制で行ったところ、右肋骨が強くベッド柵に当たり被災したもの。
傷病名：部位：程度		打撲：右肋骨：休業0日
事故の型：起因物		激突：その他の装置・設備等
災害原因	不安全な状態	ギャッチアップしたままの状態であった。
	不安全な行動	引っ張り上げようとした。
	安全管理上の欠陥	ベッドを水平にしなかった。
再発防止対策		ベッドを水平にし、身体の下にスライディングシートを敷いて移動させる。
(略図：写真)		
		
労働局からのコメント	このような作業について、スライディングシートを使用する等安全な作業方法を記載した作業手順書を作成し作業者に周知しましょう。	

災害事例 激突3

性別：職種：年齢：経験年数		女性： 看護師： 55才： 12年
災害時の作業内容		ご利用者様自宅居室にて洗髪ケアをするためベッド頭側に移動するとき、介護ベッド下部、ベッド脚部に右足第5趾を打撲してしまい、腫脹・内出血・痛みが出現したため受診する。
傷病名：部位：程度		打撲： 右第5趾： 休業0日
事故の型：起因物		激突： その他の装置・設備等
災害原因	不安全な状態	通常のベッドにはないものが設置されていた。
	不安全な行動	現場状況の確認不足。
	安全管理上の欠陥	訪問先の状況を事前に確認していなかった。
再発防止対策		在宅ケアの時は靴を脱いでいるので、室内履きを準備する。
<p>(略図：写真)</p>		
労働局からのコメント		作業開始前にベッドの状態等周囲の状況を確認するようにしましょう。

災害事例 激突5

性別：職種：年齢：経験年数		女性： 介護職員： 55 歳： 0 年 4 月
災害時の作業内容		<p>デイケア送迎車に添乗中、被災者は室内灯が点灯している事に気づき運転手に報告した。</p> <p>停車後、半ドアの確認を行っていたところ、後部側面のスライドドアを車内から確認しようとした時、(車外からドアを確認していた)運転手と同ドアを外から閉めた為、挟まれると思い慌てて手を引いた。その際、左手親指を手摺に打ち付けて被災した。</p>
傷病名：部位：程度		打撲： 左手親指： 休業8日
事故の型：起因物		激突： 乗用車
災害原因	不安全な状態	ドアと手摺の間が狭かった。
	不安全な行動	発車前にルームランプが点灯していないか確認しなかった。運転手との意思疎通が十分行えていなかった。
	安全管理上の欠陥	安全行動教育が不十分（発車前安全確認の徹底）
再発防止対策		<p>手摺位置やカバー材の検討。</p> <p>安全衛生委員会で本事例を取り上げ全従業員に周知する。</p> <p>安全教育(安全確認、共同作業時の声掛け)を行う。</p>
(略 図：写 真)		
		
労働局からのコメント		共同作業時は、お互いに声かけを行うようにしましょう。

災害事例 切れ・こすれ 1

性別：職種：年齢：経験年数		女性：調理員：40歳代：8年
災害時の作業内容		被災者は厨房にて、右手に包丁を持ち野菜の切込み作業中、左手で野菜を押さえていた。焦って野菜を切っていたため、包丁で左手人差し指の指先右側の爪と皮膚をそぎ落としてしまった。
傷病名：部位：程度		切創：指：休業なし
事故の型：起因物		切れ・こすれ：手工具
災害原因	不安全な状態	心理的に時間内に作業が終わるか心配で焦っていた。
	不安全な行動	段取りや時間を気にして業務に集中出来なかった。
	安全管理上の欠陥	パートから正職員になったばかりで、切込み作業自体に慣れていなかった。
再発防止対策		<p>作業手順の確認。 作業中は集中する。 包丁が指先に当たらないよう、きちんと指を曲げて作業を行うよう注意する。 栄養部内の会議で原因を再度確認し、同種の事故が起こらないよう注意喚起する。 作業に遅れがでた場合、調理員間でカバーする体制を整える。</p>
(略 図：写 真)		
労働局からのコメント	あせりはヒューマンエラーによる災害原因になるので、繁忙時における人員のカバー体制について、検討しましょう。	

災害事例 その他 1

性別：職種：年齢：経験年数		女性：ケアワーカー：30歳代：20年
災害時の作業内容		認知症専門棟の流し台付近において、水分補給後、被災者が使用済みコップを片付け中。新しいコップと交換しようと利用者に声掛けした際に、顔の眉間のあたりをコップで殴打された。
傷病名：部位：程度		切創：頭部：休業なし
事故の型：起因物		その他：起因物なし
災害原因	不安全な状態	水分補給後の使用済みコップが流し台に置いてあった。収集癖のある利用者は、流し台が片付いており思うように物が持てず精神的に不安定であった。
	不安全な行動	精神的に不安定なところに被災者が声を掛けてしまい、警戒され殴打された。
	安全管理上の欠陥	被災者は利用者のことをよく理解していたが、声掛けのタイミングが悪かった。 収集癖のある利用者が感情を害さないよう、物をしまい過ぎないようにすることも必要ではないか検討が必要。
再発防止対策		コップに執着している利用者用のコップを用意する。 利用者に声を掛ける場合、少し離れて一声かけてから近づき驚かさないう配慮する。 感情を害してしまうこともあるので、物をしまい過ぎない。 利用者の特性を理解した上で、声掛けや距離間を保つ。 利用者の病状を理解した上で、危険を常に察知し対応する。
(略 図：写 真)		
		
労働局からのコメント	利用者の特性に応じた行動をとるように配慮しましょう。	

災害事例 その他 2

性別：職種：年齢：経験年数		女性：生活支援員：68歳：12年
災害時の作業内容		朝の利用者の送り出しの際、利用者同士のけんかが始まり、被災者が仲裁に入った際、興奮した利用者の方に突き飛ばされて被災した。
傷病名：部位：程度		骨折：右股関節：休業5カ月
事故の型：起因物		その他：起因物なし
災害原因	不安全な状態	保護具などを整備していなかった。
	不安全な行動	利用者からの暴言・暴力への対応マニュアルがなかった。
	安全管理上の欠陥	日誌、朝礼で確認を行っていたが、機能していない。
再発防止対策		暴言・暴力対応マニュアルを作成する。 応援体制、一時避難所体制などの見直し、定期的な巡回を検討する。
(略図：写真)		
		
労働局からのコメント		このようなケースにおける対応、応援体制をどうするのか等あらかじめ検討しましょう。

災害事例 その他4

性別：職種：年齢：経験年数		男性：介護士：54才：7年
災害時の作業内容		介護老人保健施設にて被災者が夜勤業務中、入所されている被介護者のケアを行っていた際に介護を拒否され、被災者の左手をつかまれて左第一指に噛みつかれた。
傷病名：部位：程度		捻挫：指：休業0日
事故の型：起因物		その他：起因物なし
災害原因	不安全な状態	被介護者の精神的動揺に気付かなかった
	不安全な行動	被介護者の介護拒否
	安全管理上の欠陥	被介護者の心身の状態を理解していない
再発防止対策		被介護者の普段からの言動を観察し、介護拒否等の危険な状態であるときは落ち着くのを待つ。
(略 図：写 真)		
		
労働局からのコメント		利用者の特性に応じて、一声かけて落ち着かせてから行動するように配慮しましょう。

第四章

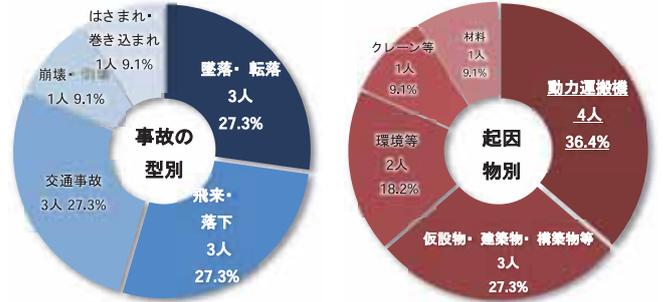
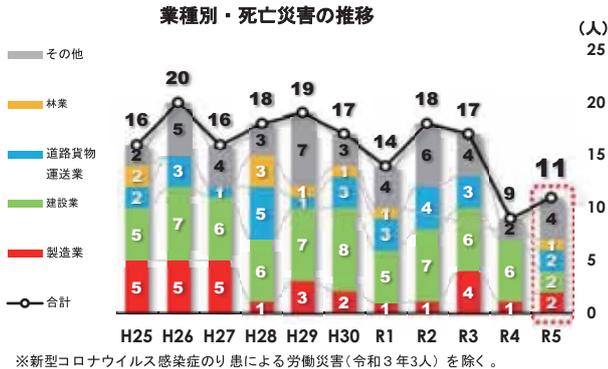
【各種参考資料】

- 労働者の安全と健康を取り巻く状況
- 令和5年三重県内における各種労働災害統計
- 行動災害（転倒・腰痛）防止対策事例等
- 三重労働局の組織と業務内容
- ケガや病気の治療を受けた場合の労災保険給付の手続き
- 労災保険休業（補償）等給付を受ける手続き
- 三重県小売業 SAFE 協議会設置要綱
- 三重県社会福祉施設 SAFE 協議会設置要綱

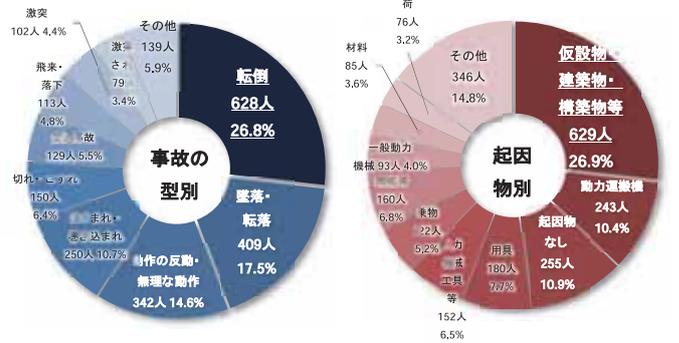
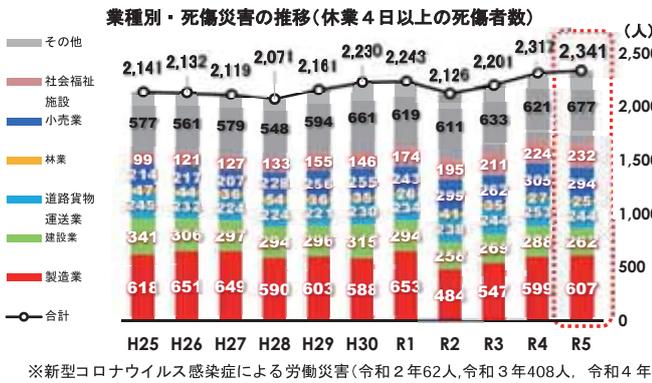
労働者の安全と健康を取り巻く状況

1. 労働災害発生状況

令和5年 事故の型別・起因物別発生状況(死亡災害)



令和5年 事故の型別・起因物別発生状況(休業4日以上)



2. 高齢労働者(60歳以上)の労働災害発生状況

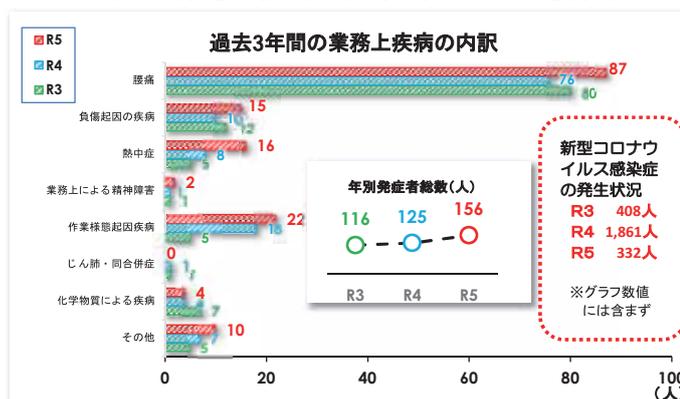
業種別・死傷災害の推移(休業4日以上)の死傷者数



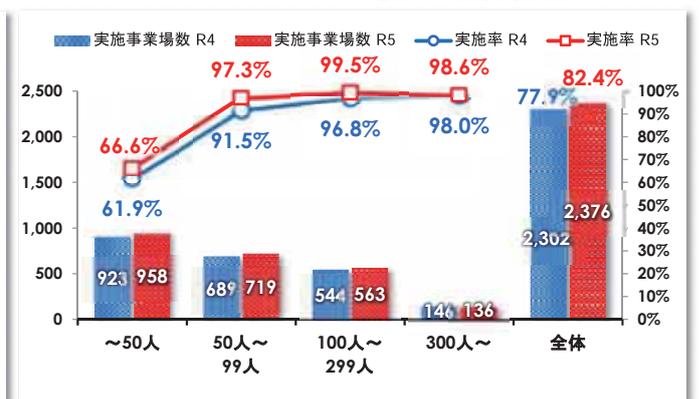
3. リスクアセスメントの取組状況(令和5年)*1



4. 職業性疾病発生状況(休業4日以上)の死傷者数



5. メンタルヘルス対策の取組状況*1



*1 資料出所: 三重労働局「年間安全衛生管理計画実施結果報告書」

業種別・署別 災害発生状況(休業4日以上)の死者数(業種別・署別 災害発生状況(休業4日以上)の死者数)

令和5年1月12月分 三重労働局

業種	年増減比		四日市		松阪		津		伊勢		伊賀		熊野	
	4年	5年	4年	5年	4年	5年	4年	5年	4年	5年	4年	5年	4年	5年
合計	2,317	2,341	835	831	273	261	615	634	243	251	248	262	103	102
食料	141	150	65	66	16	22	26	22	14	13	13	20	7	7
繊維工業・繊維製品	6	10	4	5			1	5	1					
木材	19	25	3	1	7	7	1	9	1	1	3	4	5	3
家具・装備品	6	6	1	1	1	1			2	2	2	2	2	1
化学工業	72	54	27	13	7	4	12	15		2	23	20	3	3
窯業・土石	34	47	22	20	6	8	6	11		5	5	2	1	1
鉄鋼業・非鉄金属	31	23	12	11	3	3	10	4			6	5		
金属製品	95	83	35	27	8	6	26	24	8	7	17	17	1	2
一般機械器具	54	52	26	21	5	10	11	11	4	1	8	9		
電気機械器具	33	37	17	12	2	3	10	12	3	6	1	3		
造船	7	5	1	1	1	1	2	1	2	1	1	2	2	1
輸送機械等	49	55	19	18		3	20	24			10	10		
電気・ガス・水道業	2		1			1								
自動車整備業・機械修理業	9	12	3	4	2	2		4	3	1	1	1		
上記以外の製造業	41	48	9	16	5	3	14	20	2	2	11	6		1
小計	599	607	245	216	57	72	139	164	39	39	100	99	19	17
採石業	3	3	1	1					1	2			1	
上記以外の鉱業	3	6	1	2		2			1	2			1	
小計	3	3	1	2		2			1	2			1	
土木工事	89	79	24	23	14	8	28	20	13	15	3	6	7	7
木造家屋建築工事	43	31	8	8	4	5	7	8	8	7	11	2	5	1
上記以外の建築工事	88	96	32	39	11	17	28	26	4	7	10	7	3	3
その他の建設業	68	56	31	26	6	2	25	13	2	2	2	4	2	4
小計	288	262	95	96	35	32	88	67	27	36	26	19	17	12
運送業	253	244	105	106	44	33	65	62	16	9	19	29	4	5
道路貨物運送業	15	21	9	9		1	4	6	2	2		2		1
上記以外の運輸交通業	24	32	17	18	1	2	4	11	1	1	1	1		
陸上貨物取扱業	2	2	2	2										
港湾運送業	2	2	2	2										
小計	294	299	133	135	45	36	73	79	19	11	20	32	4	6
農業	45	43	11	11	6	5	14	10	4	2	5	8	5	7
畜産業	27	25		2	6	3	7	6	5	7	1	1	8	7
林業	14	5						1	7				7	4
水産業	86	73	11	13	12	8	21	17	16	9	6	8	20	18
小計	305	294	99	86	41	39	87	84	46	44	21	29	11	12
商売	48	51	15	8	2	4	14	21	12	12	3	5	2	1
新聞販売業	73	73	28	28	9	5	22	23	3	8	8	5	3	4
上記以外の商業	29	36	11	12	3	3	4	9	5	8	4	3	2	1
信託業	224	232	62	64	28	27	57	69	35	26	32	27	10	19
社会福祉施設	63	62	20	20	7	7	19	18	7	6	3	6	7	5
その他の保健衛生業	21	44	2	5	1	4	2	7	16	25	3	3		
旅館	22	24	16	12	1	1	3	6	1	1	3	3		1
ゴルフ場	98	104	36	52	13	6	36	23	7	15	6	7		1
上記以外の接客娯楽業	26	30	9	11	1	4	13	10	2	2	1	3		
ビルメンテナンス業	34	29	12	13	3	3	13	8	1	1	4	4	1	
産業廃棄物処理業	20	26	8	12	4	2	5	6	3	3	1	3	2	
上記以外の清掃業	24	28	8	12	3	2	4	8	5	4	3	1	1	1
警備業	108	112	39	42	11	8	29	36	14	11	10	10	5	5
上記以外の事業	1,047	1,094	350	369	124	111	294	307	141	154	96	104	42	49
小計	1,047	1,094	350	369	124	111	294	307	141	154	96	104	42	49

出資:労働者死傷病報告による(前年同月速報値比較)。新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害(令和4年1861人、令和5年332人)を除く。

業種別・事故の型別 災害発生状況(休業4日以上)の死傷者数

業種	事故の型別	三 重 労 働 局																						
		合計	墜落・転落	転倒	転	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突	はさまれ	巻き込まれ	こすれ	踏み抜き	おぼれ	高温・低温	有物と接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故(道路)	交通事故(その他)	無理な反動	その他
合計	2,341	409	628	102	113	29	79	250	150	6	63	12	2	3	1	2	129	2	342	29	2			
食料	150	18	47	8	6		4	32	17		6	1					1		10					
繊維工業・繊維製品	10																							
木材・木製品	25	2	3	1	3	1	1	8	6										2					
家具・装備	6																		1					
化学工業	54	1	1	1	1	1	1	1	1										8					
窯業・土石	47	9	11	3	5	1	2	12	3		5	2							3					
鉄鋼業・非鉄金属	23	3	3	1	2	2	2	7	3		2	1							2					
金属製品	83	9	6	7	14	2	3	25	8		1								6					
一般機械器具	52	5	10	5	4		1	11	4								2		7					
電気機械器具	37	2	9		2		1	12	3								1		7					
造船業	5	2	1						1										1					
輸送機械等	55	7	13	1	3	2	2	10	3		1	1							11					
電気・ガス・水道業	12	2	4			1		2	1										2					
自動車整備業・機械修理業	48	5	13	6	1	1	3	11	1		1								6					
上記以外の製造業	607	64	137	34	44	9	20	145	52		17	8					4		66					
小計	3						1	1	1															
採石業	3	2																						
上記以外の鉱業	6	2					1	2	1															
小計	79	24	6	4	9	1	5	12	1		3								6					
土木工事	31	16	4		1	1	1	1	5										6					
木造家屋建築工事	96	32	8	2	8	3	2	11	9		1	2							8					
上記以外の建築工事	56	17	5	1	3	2	3	10	7		2								4					
その他の建設業	262	89	23	7	21	7	11	34	22		6	2							19					
小計	244	85	42	12	10	5	6	19	4		2								34					
運賃運送業	21	3	7	1			2	2											3					
上記以外の運輸交通業	32	6	7	1	1		1	4	2										7					
陸上貨物取扱業	2	2																						
港湾運送業	289	96	56	14	11	5	7	25	6		2								44					
小計	43	11	7		4		3	6	5										5					
農業・畜産業	25	6	1		7		2	1	6										1					
林業	5	1	1						2										1					
水産業	73	18	9		11		5	7	13										7					
小計	294	27	116	14	6	2	8	15	20		4								40					
小売業	51	4	11				2	1	1										32					
新開販売業	73	21	23	1	5	2	1	4	1										10					
上記以外の商業	36	4	5	1	1	1	1	1	1										3					
小計	232	24	70	15	2	1	9	3	4		2								94					
信託業	62	9	30	1	1	1	2		2										10					
社会福祉施設	44	3	28	1	1	1			2										5					
その他の保健衛生業	24	3	12				1	2											4					
接客業	104	6	40	3			1	1	19		13								13					
旅行業	30	5	16	1	1		1	1	1										4					
上記以外の接客娯楽業	29	5	4	1	4	1	2	5	4		2								8					
ビルメンテナンス業	26	2	7				4	2											3					
産業廃棄物処理業	28	6	11	2		1	1	2	2										11					
上記以外の清掃業	112	25	41	7	5		5	2	4		2								8					
警備業	140	403	47	26	8	35	37	56	2		28	1							206					
上記以外の事業	1,094	140	403	47	26	8	35	37	56	2	28	1							2					
小計	1,094	140	403	47	26	8	35	37	56	2	28	1							206					

出資:労働者死傷病報告による。新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害 332人を除く。

業種別・署別 災害発生状況（死亡者数）
令和5年1月～12月分

三重労働局

業種	署別		合計		四日市		松阪		津		伊勢		伊賀		熊野	
	4年	5年	4年	5年	4年	5年	4年	5年	4年	5年	4年	5年	4年	5年	4年	5年
業種	4年	5年	4年	5年	4年	5年	4年	5年	4年	5年	4年	5年	4年	5年	4年	5年
増減比	+2人	+22.2%	-3人	-60.0%	±0人	+50.0%	+1人	+100.0%	+2人	+2人	+1人	+1人	+2人	+100.0%	+1人	+1人
合計	9	11	5	2		3	2	4	1	2	1	2	4	1	1	1
食品		1														
繊維工業・繊維製品																
木材・木製品																
家具・装具																
化学工業	1		1													
窯業・土石																
鉄鋼業・非鉄金属																
金属製品		1														
一般機械器具																
電気機械器具																
造船																
輸送機械等																
電気・ガス・水道業																
自動車整備業・機械修理業																
上記以外の製造業																
小計	1	2	1													
採石																
上記以外の鉱業																
小計																
土木工事	3		2													
木造家屋建築工事	1															
上記以外の建築工事																
その他の建設業	2	2	2	1												
小計	6	2	4	1												
道路貨物運送業		2		1												
上記以外の運輸交通業																
陸上貨物取扱業																
港湾運送業																
小計		2		1												
農業・畜産業		1														
林業		1														
水産業																
小計		2														
小売業																
新開販売業																
上記以外の商業		1														
通信業																
保健衛生業																
社会福祉施設																
その他の保健衛生業																
接客業																
旅館																
ゴルフ場																
上記以外の接客娯楽業																
ピルメナオス業																
清潔業																
産業廃棄物処理業																
上記以外の清掃業																
警備業	1	1														
上記以外の事業	1	1														
小計	2	3														

出資：死亡災害報告による。

業種別・型別 災害発生状況（死亡者数）
令和5年1月～12月分

業種	事故の型	三 重 労 働 局																							
		合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突	はさまれ	巻き込まれ	こぼれ	踏み抜き	おぼれ	高温・低温との接触	有害物と接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故(道路)	交通事故(その他)	無理な反動	その他	分類不能	
合計	合計	11	3	3	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	2	2	1	1	1	1
食料品		1	1																						
繊維工業・繊維製品																									
木材・木製製品																									
家具・装具																									
化学工業																									
窯業・土石																									
鉄鋼業・非鉄金属																									
金業																									
製造業																									
一般機械器具業																									
電気機械器具業																									
造船業																									
輸送機械等																									
船舶機械																									
電気・ガス・水道業																									
自動車整備業・機械修理業																									
上記以外の製造業																									
小計		2	1	1																					
採石業																									
上記以外の鉱業																									
小計																									
木工業																									
木造家屋建築工事																									
上記以外の建築工事																									
その他の建設業																									
小計		2																							
運送業																									
道路貨物運送業																									
上記以外の運輸交通業																									
陸上貨物取扱業																									
港湾運送業																									
小計		2																							
農業																									
畜産業																									
林業																									
水産業																									
小計		2																							
小売業																									
新問販売業																									
上記以外の商業																									
小計		1																							
通信業																									
信託業																									
社会福祉施設業																									
その他の保健衛生業																									
接客業																									
旅館業																									
娯楽業																									
上記以外の接客娯楽業																									
ピルメナダンス業																									
産業廃棄物処理業																									
上記以外の清掃業																									
小計		1	1																						
警備業																									
上記以外の事業																									
小計		1	1																						
小計		3	2	2																					

出資：死亡災害報告による。

業種別・起因物別 災害発生状況（死亡者数）
令和5年1月～12月分

業種	起因物	合計	原動機	動力伝導機構	木材加工用機械	建設用機械	金属加工用機械	一般動力機械	車両系機械	動力クレーン等	動力運搬機	乗物	圧力容器	化学設備	溶接設備	炉・窯等	電気設備	人力機械工具等	用具	その他装置	仮設建築物等	危険物等	荷	環境等	その他の起因物	起因物無し	分類不能				
			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
食料	食品	11																													
製造業	繊維工業・繊維製品	1																													
	木材・木製品																														
	家具・装具																														
	化学工業																														
	窯業・土石製品																														
	鉄鋼業・非鉄金属	1																													
	金属機械器具																														
	電気機械器具																														
	造船業																														
	輸送機械等																														
電気・ガス・水道業																															
自動車整備業・機械修理業																															
上記以外の製造業																															
小計		2																													
採石業																															
上記以外の鉱業																															
小計																															
建設業																															
土木工事																															
木造家屋建築工事																															
上記以外の建築工事																															
その他の建設業		2																													
小計		2																													
運輸業																															
道路貨物運送業																															
上記以外の運輸業																															
交通業																															
陸上貨物取扱業																															
港湾運送業																															
小計		2																													
農業		1																													
畜産業		1																													
小計		2																													
商業																															
小売業																															
新開販売業																															
上記以外の商業		1																													
小計		1																													
通業																															
信託業																															
社会福祉施設業																															
衛生業																															
その他の保健衛生業																															
接客業																															
娯楽業																															
ゴルフ場																															
上記以外の接客娯楽業																															
イベント・ナース業																															
産業廃棄物処理業																															
上記以外の清掃業																															
小計		1																													
上記以外の事業		1																													
小計		3																													

出資:死亡災害報告による。

死亡災害発生状況

NO.	県別	発生日	業種	被災者		事故の型	起因物	発生状況
				職種	年齢(年代)			
1	三重県	1月	教育研究業	作業者	40代	墜落 転落	建築物 構築物	被災者は、事務所3階の窓ふきを行っていたところ、地面に墜落した。
2	三重県	1月	卸売業	作業者	20代	はさまれ 巻き込まれ	コンベア	被災者は、コンベアの異常を点検していたところ、当該コンベアに巻き込まれた。
3	三重県	1月	その他建築工事業	運転手	70代	交通事故	トラック	被災者は、軽トラックを運転中、交差点において西進右折したところ、南進の中型トラックと衝突した。
4	三重県	1月	道路貨物運送業	運転手	50代	交通事故	トラック	被災者が運転するダンプトラックが道路脇にある街灯に激突し横転した。
5	三重県	1月	食料品製造業	作業者	60代	墜落 転落	建築物 構築物	被災者は、工場内中2階の物置部分の作業床端部付近で作業を行っていたところ、床面に墜落した。
6	三重県	2月	林業	作業者	50代	飛来 落下	地山, 岩石	被災者は、山林内で伐倒木の枝払いを行っていたところ、斜面上方から滑り落ちてきた伐倒木に激突された。
7	三重県	3月	農業	作業者	60代	飛来 落下	地山, 岩石	被災者は、法面の下で草刈り作業を行っていたところ、他の作業者が法面で玉切を行った木材が転がり落ち、その木材に激突された。

死亡災害発生状況

NO.	県別	発生日	業種	被災者		事故の型	起因物	発生状況
				職種	年齢(年代)			
8	三重県	6月	その他建築工事業	運転手	50代	交通事故	トラック	被災者は、トラックを運転し高速道路を走行中、ハンドル操作を誤って道路脇の法面に乗り上げ、トラックが横転し被災した。
9	三重県	12月	道路貨物運送業	作業者	70代	崩壊 倒壊	材料	被災者は、工事に使用するコンクリート製品をバタ角上に仮置きし養生シートをコンクリート製品にかけ、風で飛ばないようテープ貼りの作業を行っていたところ、コンクリート製品が倒れてきてその下敷きになった。
10	三重県	12月	その他の金属製品製造業	作業者	20代	飛来 落下	クレーン	クレーンを用いて鋼板コイルの積み上げ作業を行っていたところ、鋼板コイルが落下し、他の作業者に激突し被災した。
11	三重県	5月	警備業	警備員	60代	墜落 転落	建築物 構築物	被災者は、橋梁上の定期巡視を行っていたところ、急性心筋梗塞を発症し、当該橋梁(高さ約20m)から墜落した。

【行動災害（転倒・腰痛）防止対策事例等】

下記の各種取組事例を参考に、労働者が安全・安心して働くことのできる職場づくり等労働災害防止対策の推進にお役立てください。

1 転倒防止対策（具体的な内容）

[掲示等の周知による対策]

- (1) 施設内の通路に荷物を置かないことを掲示し、徹底している。
- (2) 階段に「足元注意！！」の掲示をし、周知徹底を図っている。
- (3) すべりやすい個所に、「すべりやすいので注意してください」の掲示をして注意喚起している。

[環境整備による対策]

- (1) 施設内における電気コード等の躓く要因の排除を徹底し、転倒防止を図っている。
- (2) 施設内の床は、食べこぼしや水濡れにより滑らないよう、すぐ拭き取ることを徹底している。
- (3) 床のワックス清掃後は滑りやすいため、十分乾くまで立入禁止としている。
- (4) 通路に荷物等を置かないよう徹底している。
- (5) 自転車通勤職員が施設敷地内で冬季に雪の影響で転倒した事例があったことから、事前に融雪剤(塩化カリウム等)を散布し、転倒防止を図っている。

[設備等による対策]

- (1) 高所作業は、安定性の良い踏み台を使用し、転倒災害防止の徹底を図っている。
- (2) 雨天時は、床上での転倒を防止するため、マットを敷いている。
- (3) 屋外階段における転倒・転落を防止するため、ステップに滑り止め対策を行っている。
- (4) 施設内のバリアフリー化を推進している。
- (5) 訪問介護において、畳部屋は滑りやすいため、滑り止めシート等を活用している。
- (6) 動きが悪くなった入浴用ストレッチャーの早期交換により、移動時の腰痛防止や力を入れた際の転倒防止を推進している。
- (7) 浴室内の床タイルを水吸収性の良い特殊素材へ改善した。
- (8) 浴室内で使用するサンダルを滑りにくい履物へ交換した。
- (9) 浴室と脱衣室との段差をつくらず、さらに床面にマットを敷き転倒防止を図っている。

[管理面による対策]

- (1) 施設内（特に廊下や階段）で走らないよう指導している。
- (2) 利用者の行動を受け止めるとき、一緒に転倒することがあるため、後方からでなく、前方から受け止めるよう指導している。
- (3) 4 S（整理・整頓・清掃・清潔）+ 1 S（躰）運動により、不用意に物を置くことのないよう注意し、施設内の転倒防止に努めている。
- (4) 転倒災害の防止について、朝礼時や会議で注意事項の周知徹底を図っている。
- (5) 新任職員研修時に急いでいて車いすに躓いた災害が発生したため、あせらないような風土づくりに取り組んでいる。
- (6) 毎日の施設内巡視の際に、床が濡れていないかチェックしている。
- (7) 衛生委員（産業医を含む）による施設内定期巡視を行い、危険個所の把握改善に努めている。（4 S 巡視など）
- (8) ひとり安全確認による転倒防止を指導している。
- (9) 新人スタッフに先輩スタッフが転倒防止のための指導をしている。
- (10) 立作業を行う際は、墜落時の頭部保護のためヘルメット着用を徹底している。
- (11) 転倒予防体操（下半身強化を重点に約 30 分）を職員と利用者共に実施している。
- (12) 危険予知トレーニング研修（KYT）を毎月 1 回実施している。
- (13) 施設内の危険個所の写真を撮り、「どこがあぶないか？」など、教育に使用している。
- (14) 作業行動安全教育を実施し、転倒防止に努めている。

[履物による対策]

- (1) 作業しやすい靴（スニーカー、運動靴など）を履くよう指導している。
- (2) 靴のひもを踏み転倒する恐れがあるため、しっかり結ぶよう指導している。
また、マジックテープなどひも靴以外のものを着用するよう指導している。

[その他]

- (1) 介護する労働者も高年齢化しているため、転倒防止対策の一環として、足腰強化に重点をおいた、「スクワット運動」を体操に取り入れている。

2 腰痛予防対策（具体的な内容）

[福祉機器の利用による対策]

- (1) 利用者の抱きかかえなどに伴う腰痛負担を軽減するため、補助金制度を利用して入浴用リフト、吊り下げ式移乗リフトを設置し、使用している。
- (2) 福祉機器メーカーによる使い方講習会を行い、正しい使用方法を徹底している。

- (3) ベッド上移乗作業における腰部負担軽減のため、スライディングボードを使用している。
- (4) ベッド上移乗作業における腰部負担軽減のため、スライドシートを使用している。このシートを使用すると、体位変換や身体的位置修正介助が楽になり、介護スタッフの腰痛予防対策に効果がある。
- (5) スライディングボード用の車椅子を導入し、負荷軽減を図っている。

[設備による対策]

- (1) 腰部への負荷軽減のため、適当な高さまでリフトアップするベッドを導入している（奨励金より半額助成されるため購入）。
- (2) 特殊浴槽の導入により、腰部への負担軽減を図っている。

[作業管理（介助方法）による対策]

- (1) 腰部負担軽減のため、原則2人介助を指導している。特に体重の重い人を介助するときは2人作業を徹底している。
- (2) 介助作業のときは、必ず腰を落とすよう指導している。（ボディメカニクス）
- (3) 腰部に負担が大きい作業はシフト調整し、同人の負荷軽減を図っている。
- (4) 腰部に負担が大きい作業は、ワーカー間で協力体制をつくりカバーし合っている。
- (5) 腰痛予防マニュアルを作成し、当該マニュアルに基づく作業方法を徹底している。

[作業環境管理による対策]

- (1) 厨房内における腰痛予防のため、材料等が入った荷物の重量を変更し、軽減した。

[体操・運動による対策]

- (1) 就業前の5分間体操を行ってから勤務に就いている。
- (2) 朝礼後にラジオ体操を行っている。
- (3) 腰痛予防体操を朝礼時、昼休み及び午後の就業前に行っている。
- (4) 理学療法士による腰痛予防体操プログラムを作成し、朝礼後に体操を行っている。
- (5) 朝礼前に腰痛等予防体操（手首、足首、腰部など）を行っている。
- (6) 夜勤者全員に10分程度腰痛予防体操を行っている。
- (7) 定時に体操放送を流し、職員と利用者共に行っている。
- (8) 朝はラジオ体操、昼にリハビリ体操を行っている。
- (9) 月2回の軽い運動（卓球など）による腰痛予防対策に取り組んでいる。
- (10) 月2回の専門家によるリフレッシュ体操及びメンタル研修などを行っている。

- (11) 体のゆがみを正し、腰痛を予防するため、エクササイズに使用するバランスボールを購入し使用している。
- (12) 在宅介護に入る前に10分間くらい個人でストレッチしてから訪問している。
- (13) 体のメンテナンスのため、腹筋や体操を自己管理で行うよう指導したところ、腰痛が完治した。

[教育・研修・講習会・指導による対策]

- (1) 指圧の先生や機能訓練指導員による、年2回の腰痛予防講習会を行っている。
- (2) 年2から3回の腰痛予防教育を行っている。
- (3) 新人教育の一環として、ベテランスタッフや理学療法士が移乗介助による腰痛予防のための実技教育を行っている。
- (4) ボディメカニクス(力学的原理を活用した介護技術のことで、介護する側にとっての、無理のない自然な姿勢で介護することで、介護者自身のボディメカニクスを活用した介護は、最小の労力で疲労が少なく、腰痛防止にも繋がります。)研修を行っている。
- (5) ベッドでの介助作業の方法に重点をおいた、腰痛予防勉強会を行っている。
- (6) 毎月、理学療法士等の指導による腰痛予防などの勉強会を行っている。
- (7) 毎月、外部機関による移乗作業等に関する研修会へ参加している。
- (8) 専門医を招いて腰痛予防などの研修会を行っている。
- (9) 介護福祉士による介護研修を毎月行っている。
- (10) 施設内研修でトランス(移乗)作業等の研修を行っている。
- (11) 新人研修の中で腰痛予防の必要性を整形外科医から指導している。
- (12) 作業療法士による移乗方法等の腰痛予防指導を行っている。
- (13) 腰痛予防ビデオを使用して研修を行っている。
- (14) マッサージ師による腰痛予防マッサージのやり方講習会を行っている。
- (15) 毎年10月を腰痛予防月間とし、教育や体操などを行っている。
- (16) 日頃から適度な運動をし、腰痛予防に努めるよう指導している。
- (17) 職場の対人ストレスも腰痛の要因であることからメンタルヘルス研修を行っている(研修の開催に当たっては、三重産業保健総合支援センター(059-213-0711)の利用(無料)が可能)。
- (18) 腰痛予防フタッフを配置し、日々指導を行っている。
- (19) 無料外部講師による月1回の勉強会を開催している。
- (20) 理学療法士を非常勤で2名雇用し、ケアスタッフの業務姿勢の確認を行っている。
- (21) フィットネスの先生を講師で招き、腰痛予防としての筋力トレーニング等をスタッフに対して行いながら、同時にスタッフ間のコミュニケーションを図り、心身のリフレッシュに努めている。
- (22) 衛生管理者による研修会を年1回開催している。
- (23) 腰痛予防に関するパンフレットを配布し、自己管理を指導している。

[補助器具による対策]

- (1) 腰痛予防ベルトを着用させている。
- (2) 介護職全員にコルセットを着用させている。

[健康管理による対策]

- (1) 腰痛問診を年 2 回行い、腰痛のある人は産業医による問診を受け予防に努めている。
- (2) 前期に腰痛問診、後期に腰部レントゲン検査を実施し、その結果から産業医による指導を行い、予防に努めている。
- (3) 健康管理調査を実施し、腰痛、肩こり、出勤の苦痛、イライラ等の予防に努めている。
- (4) 職場における腰痛予防対策指針に基づき、年 2 回の腰痛健康診断を行っている。

[衛生委員会を活用した対策]

- (1) 衛生委員会メンバー（衛生管理者、産業医を含む）による月 1 回の職場内巡視を実施し、腰痛予防の観点から、作業環境面と作業方法面のチェック及び改善を行っている。
- (2) 衛生委員会において、腰痛予防法の検討及び研修を行っている。
- (3) 腰痛予防のためのリスクマネジメントを行っている。
- (4) 腰痛予防に関するアンケートを職員へ実施し、問題点の改善に努めている。

[疲労回復に対する対策]

- (1) 横になってリラックスできる場所を設置し、腰部の疲労回復を図っている。
- (2) 腰部に対する疲労回復のため電動マッサージチェアを設置している。
- (3) 湿布を自由に使用できるようにしている。
- (4) 腰部に対する疲労回復のための休憩設備を設置している。

[その他]

- (1) 「介護作業者の腰痛予防対策チェックリスト」を活用した対策。
このチェックリストは介護作業において腰痛を発生させる直接的又は間接的なリスクを見つけ出し、リスク低減対策のための優先度を決定、対策を講じ、介護作業者の腰痛を予防することを目的として作成されたもの（厚生労働省ホームページ参照）。
- (2) 高年齢労働者が安全に働けるよう、高年齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消するため、エイジフレンドリー補助金を受け取り組んだ。（お問い合わせは、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会「エイジフレンドリー補助金事務センター」まで（エイジフレンドリー補助金事務センターHP <https://www.jashcon-age.or.jp>）

3 各種パンフレット・リーフレット

厚生労働省ホームページの「安全衛生関係リーフレット等一覧」より、社会福祉施設及び小売業における労働災害防止に関する、以下等の各種パンフレット等がダウンロードできます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/gyousei/anzen/index.html



- | | |
|--|----------|
| (1) 介護施設の労働者向け転倒防止リーフレット | 令和5年5月 |
| (2) 介護施設の事業者向け転倒防止リーフレット | 令和5年5月 |
| (3) 全産業の労働者向け転倒防止リーフレット | 令和5年5月 |
| (4) 全産業の事業者向け転倒防止リーフレット | 令和5年5月 |
| (5) エイジフレンドリーガイドライン概要パンフレット(8ページ版) | 令和5年10月 |
| (6) 転倒予防体操実施マニュアル(小売業) | 令和4年3月 |
| (7) 転倒予防体操実施マニュアル(社会福祉施設) | 令和4年3月 |
| (8) 小売業の労働災害を防止しよう 【独立行政法人 労働安全衛生総合研究所へのリンク】 | 平成29年1月 |
| (9) 働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動 ~小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて | 平成28年12月 |
| (10) 社会福祉施設における安全衛生対策~腰痛対策・KY活動~ | 平成27年2月 |
| (11) 小売業における危険の「見える化」 | 平成26年9月 |
| (12) 社会福祉施設における危険の「見える化」 | 平成25年12月 |
| (13) 小売業災害事例動画入(パワーポイント) | 平成26年5月 |

- (14) 労働災害防止のために～労働者の安全と健康の確保は事業者の責務です
～(小規模事業場向けリーフレット) 平成23年2月
- (15) 安全衛生委員会を設置しましょう 平成21年2月
- (16) 安全な店舗づくりの進め方～4S活動で転倒・転落災害を防ぎましょう
平成23年8月
- (17) 小売業における労働災害防止のために～転倒・転落災害および荷による
災害を防ぎましょう～ 平成23年12月
- (18) 小売業・飲食店における労働災害防止の進め方 令和5年11月
- (19) 多店舗展開企業(小売業)でのリスクアセスメントマニュアル
「本社・本部が行う簡易的なリスクアセスメントの導入ポイント(小売業)」
平成31年3月

安全衛生活動事例や転倒・腰痛等の災害防止に関する動画等の各種情報を発信しています。

従業員の幸せのための安全アクション
SAFE コンソーシアムポータルサイト

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/about/>



三重労働局の組織と業務内容



三重労働局

〒514-8524 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎



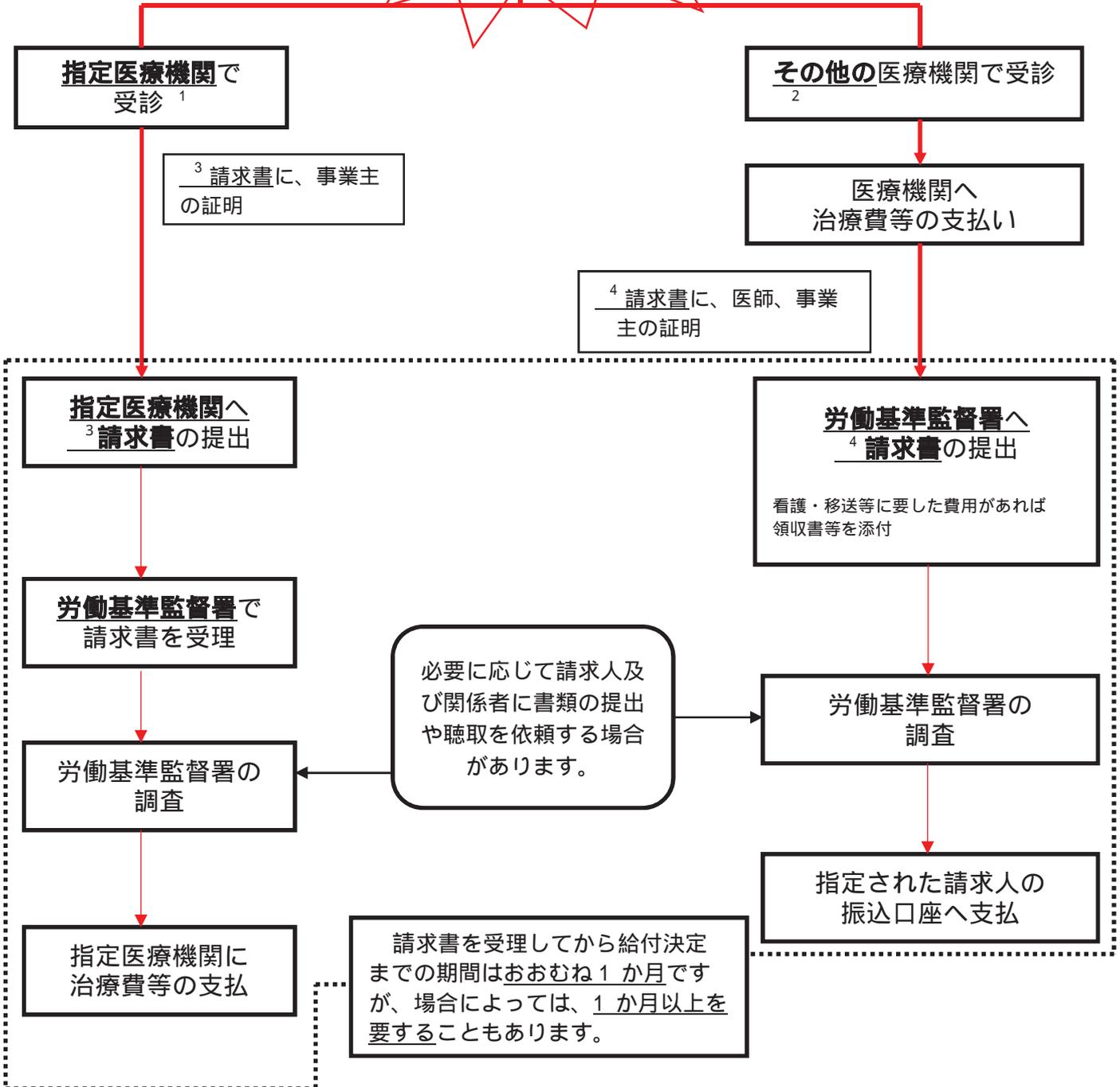
労働基準監督署・相談コーナーの所在地

<p>四日市労働基準監督署</p> <p>〒510-0054 四日市市新正2-5-23</p> <p>方審(監修) 059-342-0340 労災課 059-351-1661 安全衛生課 059-342-0341 総合労働相談コーナー 059-351-1662</p>	<p>松阪労働基準監督署</p> <p>〒515-0011 松阪市高町493-6 松阪合同庁舎3F</p> <p>☎ 0598-51-0015</p>	<p>津労働基準監督署</p> <p>〒514-0002 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎1F</p> <p>方審(監修) 059-227-1282 労災課 059-227-1286 安全衛生課 059-227-1284 総合労働相談コーナー 059-291-6788</p>
<p>伊勢労働基準監督署</p> <p>〒516-0008 伊勢市船江1-12-15</p> <p>☎ 0596-28-2164</p>	<p>伊賀労働基準監督署</p> <p>〒518-0836 伊賀市緑ヶ丘本町1507-3 伊賀上野地方合同庁舎1F・3F</p> <p>監督・安衛課 0595-21-0802 労災課 0595-21-0803</p>	<p>熊野労働基準監督署</p> <p>〒519-4324 熊野市井戸町672-3</p> <p>☎ 0597-85-2277</p>

※ 各労働基準監督署内には総合労働相談コーナーが設置されています。

ケガや病気の治療を受けた場合の
労災保険給付等の手続き

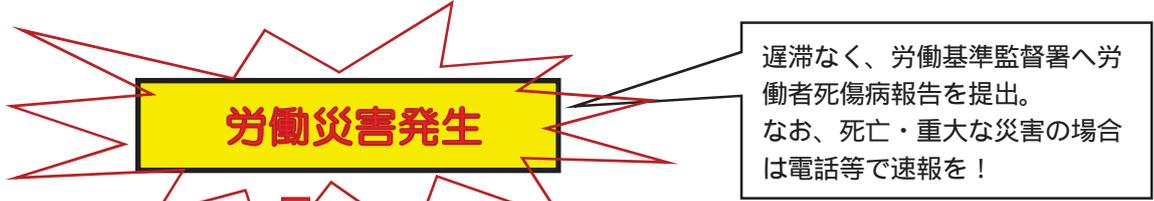
労働災害発生



1 この場合、負傷などに係る治療を現物（無料）で支給します。
3 療養の給付請求書
（業務災害・複数業務要因災害の場合は様式第5号 通勤災害の場合は様式第16号の3）

2 この場合、療養にかかった費用を支給します。
4 療養の費用請求書
（業務災害・複数業務要因災害の場合は様式第7号 通勤災害の場合は様式第16号の5）

労災保険休業（補償）
等給付を受ける手続き



請求書に、医師、事業主の証明

請求書を労働基準監督署へ提出

2 回目以降の請求が
離職後の場合は事業主
の証明は必要ありません。

<添付書類>
同一の事由によって
障害厚生年金、障害基
礎年金等の受給を受け
ている場合は、支給額
が証明できる書類。

労働基準監督署の調査

必要に応じて請求
人及び関係者に書類の
提出や聴取を依頼する
場合があります。

業務が原因の負傷・疾病か否か
休業を要するか否か
保険給付額の算定
等

支給・不支給決定

請求書を受理して
から給付決定までの
期間はおおむね1 か
月ですが、場合によ
っては、1 か月以上
を要することもあり
ます。

請求人本人に対して、支給（不支給）
決定の通知

**指定された口座
へ保険給付の支払**

休業（補償）等給付
支給請求書
（業務災害・複数業務要
因災害の場合は様式第 8
号 通勤災害の場合は様
式第 16 号の 6 ）

三重県小売業 SAFE 協議会設置要綱

1 設置の趣旨、目的

三重県内における休業4日以上労働災害による死傷者数(以下「死傷者数」という。)は、長期的は減少傾向にあるものの、近年は、横ばいで推移している。

死傷者数を業種別にみると、製造業、建設業などの工業的業種は減少傾向にあるが、小売業では増加傾向にある。

また、事故の型別でみると、「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」による死傷者数が年々増加し、特に小売業では全体の4割を占める状況にあるなど、労働者の作業行動を起因とする労働災害(以下「行動災害」という。)の増加が課題となっている。

さらに、小売業では、高年齢労働者による労働災害も増加傾向にある。

このような状況を踏まえ、死傷者数を減少に転じさせるためには、増加する行動災害の予防を労働分野の問題としてだけでなく、「働き手の確保などの企業の経営問題」、「国民の健康に関わる問題」として捉え、関係者が一丸となって対策を講じることが必要である。

本協議会は、「構成員の安全衛生に対する意識啓発」、「自主的な安全衛生活動の定着」を図るとともに、構成員が管内の安全衛生に対する機運醸成を推進し、「国民の安全衛生に対する意識啓発による行動変容の促進」を図ることを目的とする。

2 実施事項

- (1) 構成員の取組に関する情報交換
- (2) 行動災害防止対策や健康づくりなどの専門家による講演
- (3) 構成員の取組目標等を定めた協定の締結
- (4) 構成員相互間での現場視察、パトロール等の実施
- (5) 行動災害防止にかかる啓発資料等の作成
- (6) 厚生労働省で実施予定のコンソーシアムへの参加・アワードへの応募

3 構成員

別紙のとおり

4 開催頻度

半期に1回程度の開催とする。(6月、12月の開催)

制定：令和4年10月12日

種別	企業・団体・機関名
企業	株式会社一号館
企業	株式会社ぎゅーとら
企業	スーパーサンシ株式会社
企業	株式会社マルヤス
団体	三重県商工会議所連合会
団体	三重県商工会連合会
団体	三重県中小企業団体中央会
行政機関	三重県 雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課
行政機関 (事務局)	三重労働局 労働基準部健康安全課

(順不同)

三重県社会福祉施設 SAFE 協議会設置要綱

1 設置の趣旨、目的

三重県内における休業4日以上労働災害による死傷者数(以下「死傷者数」という。)は、長期的は減少傾向にあるものの、近年は、横ばいで推移している。

死傷者数を業種別にみると、製造業、建設業などの工業的業種は減少傾向にあるが、社会福祉施設では増加傾向にある。

また、事故の型別でみると、「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」による死傷者数が年々増加し、特に社会福祉施設では全体の約4割を占める状況にあるなど、労働者の作業行動を起因とする労働災害(以下「行動災害」という。)の増加が課題となっている。

さらに、社会福祉施設では、高年齢労働者による労働災害も増加傾向にある。

このような状況を踏まえ、死傷者数を減少に転じさせるためには、増加する行動災害の予防を労働分野の問題としてだけでなく、「働き手の確保などの企業の経営問題」、「国民の健康に関わる問題」として捉え、関係者が一丸となって対策を講じることが必要である。

本協議会は、「構成員の安全衛生に対する意識啓発」、「自主的な安全衛生活動の定着」を図るとともに、構成員が管内の安全衛生に対する機運醸成を推進し、「国民の安全衛生に対する意識啓発による行動変容の促進」を図ることを目的とする。

2 実施事項

- (1) 構成員の取組に関する情報交換
- (2) 行動災害防止対策や健康づくりなどの専門家による講演
- (3) 構成員の取組目標等を定めた協定の締結
- (4) 構成員相互間での現場視察、パトロール等の実施
- (5) 行動災害防止にかかる啓発資料等の作成
- (6) 厚生労働省で実施予定のコンソーシアムへの参加・アワードへの応募

3 構成員

別紙のとおり

4 開催頻度

半期に1回程度の開催とする。(6月、12月の開催)

制定：令和4年10月12日

種別	団体・機関名
事業者代表	三重県社会福祉法人経営者協議会
事業者代表	三重県老人福祉施設協会
事業者代表	三重県老人保健施設協会
事業者代表	三重県デイサービスセンター協議会
団体	社会福祉法人三重県社会福祉協議会
団体	公益財団法人介護労働安定センター三重支部
団体	独立行政法人労働者健康安全機構 三重産業保健総合支援センター
行政機関	三重県 医療保健部長寿介護課
行政機関 (オブザーバー)	三重労働局 職業安定部職業対策課
行政機関 (事務局)	三重労働局 労働基準部健康安全課

(順不同)